

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意をされ、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始をし、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許可いたします。

2番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

2番、山岸国夫君。

〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番（山岸国夫君） 一般質問を行います。

大きく2点であります。

質問事項については、1点目が難聴者への補聴器購入補助についてであります。

身体障がい者手帳交付の対象とならない軽度・中程度の難聴者への補聴器購入補助について、これまで一般質問で4回提案しております。全国的にも補聴器購入補助の自治体は増えてきております。軽度・中程度難聴者への補聴器購入補助を創設するよう求めたいと思います。

令和4年3月会議の一般質問に対する回答の4項目について。

1、医療機関など専門家の意見を聞くなど検討する。2、耳が聴こえにくくなっている人

の実態調査の在り方を研究していく。3、補聴器相談医の制度の町民への周知について研究する。4、県の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金制度に対応した町の要綱制定を急ぐとしている。その後の対応について伺います。

また厚生労働省が2020年度の老人保健健康増進事業で取り組んだ自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究が行われました。調査報告書は2021年3月に発表されており、自治体における難聴の把握の取り組みが十分されていないことがわかった。各自治体の課題を明らかにするとともに、それに応じて自治体の取り組み強化の検討が求められるとして五つ大きくは挙げております。

1点目、難聴を早期発見する仕組みを構築すること。2、難聴が疑われた時、医療機関への受診勧奨ができるよう耳鼻咽喉科との連携の仕組みを整えること。3、受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図ること。4、補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと。5、難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要。とのことであります。この内容は過去4回の私の一般質問の内容に全て含まれていると思います。早期に補聴器を使用することにより、高齢者の社会活動の維持、生活の質の低下を防ぐためにも補聴器購入補助制度の創設を求めます。

二つ目の質問内容です。健康保険証のマイナンバー化について。

国は2024年秋に健康保険証を廃止しマイナンバーカードへの一元化を図る方針を示しましたが、マイナンバーカードの取得は法律の趣旨で任意としております。国民皆保険制度の下では事実上の義務化を強制することになり、番号法に違反する。現行でも健康保険証を使ったオンライン資格確認システムで十分対応できるうえ、国が個人情報を一元管理することや情報漏洩の点からも問題であり国に中止を求めること。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

2番、山岸国夫議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、難聴者への補聴器購入補助についてでございます。

まず、令和4年3月会議の一般質問後の対応は次のとおりです。

一つ目の医療機関など専門家の意見を聞くなど検討するにつきましては、質問通告書にあ

ります厚生労働省の自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究調査報告書を参考にさせていただいております。

二つ目の事態調査の在り方の研究ですが、調査報告書にあります難聴高齢者把握のための取り組みを参考に、どのような形でできるか検討しております。具体的には高齢者の通いの場、あるいは健康相談を実施する際に、聞こえ相談を行うことであります。

三つ目の補聴器相談医制度の町民への周知ですが、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医名簿で紹介するよう保健福祉課窓口配置し対応しております。

四つ目の県の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業制度に対応した町の要綱については、本年4月に制定しております。

調査報告書では、補聴器への助成をめぐる課題として、補聴器購入に助成したとしても使にくい、雑音が入るなどの理由から装着しない人も多いこと、また、補聴器の価値は高額なものから低価格なものなどばらつきが大きいなどが自治体の助成をめぐる課題への回答として紹介されています。

高齢者の生活の質の低下を防ぐことは大切なことと思います。今後もできることから進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の健康保険証のマイナンバーカード化についてでございます。

マイナンバー制度は2010年2月の社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会の設置から、2013年5月にマイナンバー関連法が公布され順次始まったものです。制度の導入には、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現という趣旨が示されているところであり、マイナンバーカードの交付事務については2016年1月から始まっております。

こういった経過で進んでまいりましたが、今回、新たに2024年秋にも健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ健康保険証の機能を連携させたマイナ保険証への切り替えを行うという国の方針が報道されたところであります。

しかしながら、山岸議員お質しのとおり、マイナンバーカードは申請に基づき発行するものであり、取得は任意となっておりますので、今後もマイナンバーカードを取得しない方、高齢者や障がい者などで取得が困難な方があるということが想定されます。このような中で現在の保険証が廃止となった場合でも、被保険者が必要な保険診療を受けられることが大前提であると考えております。

厚生労働省でも、何らかの事情がありマイナンバーカードを持たない国民に対しての必要な保険診療については、今後、関連省庁と連携をしながら検討を進めていくとしておりますので、町といたしましては国の動向を注視しながら必要な対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） それでは再質問いたします。

難聴者への補聴器購入補助についてであります。4番目の回答以外、今日、5回目になります。進んでないというのが実感であります。

最初にこの4番目の回答の、県の軽度・中程度難聴児補聴器購入費助成等。この要綱、4月に制定しているということですが、これはあの、インターネットも含めて公表されている中身になりますか。まずそれを伺います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） インターネットでの公表はしてございませんので、やはりあの、こういった制度です。公表するようにしていきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） この制度について、私も4月から導入されたの、気がつきませんでした。で、この本会議中に全議員に資料として公表を、資料として配付することを求めますが、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 申し訳ございません。そうさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 答弁の中で、一番最後のほうに、使いにくい、雑音が入るなど、装着しない人も多いと。私はこれは補助制度を導入しないための否定的な答弁かなというふうに感じました。

全国的にも、そう増えているわけじゃないんですが、都心部中心には相当増えてます。で、この回答書に、私も話しました、この厚労省の調査研究。この中には東京都港区の保健の該当の課長も、その審議委員として入っておられるようでありました。その入っている区が対応してないのではまずいということで、いろいろ研究をして、ここは全国でも最高の13万

7, 000円の、所得制限なし、補聴器購入補助制度を創設しております。

ここでは、その、まだ私が何度か求めております、その健康診断の時に聴力検査もできないかという質問をいたしました。これは設備の問題もあって、この港区でもなかなかそこまでは踏み切れないようでありますけれども、しかし、私が感心したのは、ここの医師会、港区内に21の耳鼻咽喉科があるそうですけれども、そこの医師会が独自に、65歳以上の聴力検査を行って、そのうち78.9パーセントが難聴によって仕事や生活に支障がある。19パーセントは仕事を難聴のために辞めたというのが調査した結果わかったという、こういうふうにそれぞれの立場のところで、様々な研究や対応が取り組んでおられるということがわかりました。

そういう点では、只見町の場合に、先ほどの回答で、いわゆる補聴器相談医制度の町民への周知。これについて保健福祉課窓口に対応しているというふうな回答になっておりますけれども、どのようにこれは対応しているのか、その内容と、それから相談医はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 補聴器の相談医ですが、相談医名簿で紹介するようというところで、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のほうで補聴器相談医名簿、ホームページのほうで掲載されてございます。そちらのほう、今、福島県では52名の方がいらっしゃいます。ですが、まあ、その中で郡内の方はいらっしゃいませんが、一番近くて三島町の宮下病院というところの先生がいらっしゃるようですけれども、そういったことで窓口はその補聴器を購入して、都合よくないと、調子が悪いとか、そういった方がありました時にはこちらの名簿のほうでご相談されたいかがということで御案内しているところでございます。件数的にはまだそういったことで実際に相談を受けていることはございませんけれども、そういったことで対応してございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 今の答弁の、南会津郡内で一人というのは、以前のこれ、掲載している中身かなと思うんですけど。で、ちなみに、今年度の8月1日現在の、いわゆる補聴器相談医の公表されている中身を見ますと、確かに福島県内では50人。これは合ってます。しかし、南会津郡内は6名に増えております。これは良かったなというふうに私もこれを見て思いました。で、やっぱり順次これは変わっていくと思うんですね。で、やはり町民が、や

はりそういう制度が、残念ながらまだありませんけれども、やはりこう、そういうところに掛かって聴力を検査し、どう対応していくのか。そこも一つの重要な中身だというふうに思いますので、これは必要に応じて内容を精査して、是非いただきたいというふうに思います。

それと同時に、日本補聴器技能者協会というのがあります。認定補聴器技能者は、これ何人になりますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） ちょっと今、そちらのほうの情報、今ここで何人かという情報持ち合わせてございません。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） これは福島県内8人で、会津圏内は一人というふうになっております。

そういう点では補聴器を装着して、それで完結じゃありません。で、自分に合うように継続して調整していただくということも、これは当然、補聴器付けてから必要になってきます。

私のこれの最大の、何故これを提案して5回目やっているか。やっぱ高齢者の社会生活の維持、生活の質の低下を防ぐこと、このことが補聴器導入によって、購入補助によって推進する。このことが大事だということが私は思っています。

前もあの、町長の答弁の中では、この認知症への問題については、その学会の中では研究進んでないというような答弁だったと記憶しているんですが、この間、認知症との関連研究も様々行われておりまして、鳥取大学医学部教授の浦上克哉さんという方、日本認知症予防学会理事長。この人の話では、医学誌ランセット。これは国際的な医学誌であります。ランセットという。この2020年の論文で、認知症の12のリスク要因のうち一番高いのは難聴としているという研究結果が出ているそうであります。この中では、老年期以降の聴力の低下はコミュニケーション障害に繋がるし、認知機能への影響は大きい。予防法として補聴器を使うこと。操作が複雑で認知症を発症してからでは使い方を覚えられない。聴こえ難さを感じたら早めに使うことを進めているという報告であります。

ちなみに、その他にも、この補聴器使用と認知症との関係について、国立病院機構東京医療センター・感覚器センター・聴覚障害研究室長、神崎さんという方が、高齢者への補聴器装用は脳を変化させて認知機能を改善させるかという題で研究報告も発表されております。聴覚と同時に、聴こえ問題と、それと同時にやはり視覚、目で見て脳に伝達する。これもMRIなども使って様々研究されているようではありますが、やはり結論的には、65歳以上の

難聴者への補聴器の装用が視覚に関係した脳の負担の軽減に寄与している可能性が示された。まだまだ大規模な対象による研究ではありませんが、そういう様々なやはり今、難聴と、それから認知症の関連について国内でも、国際的にも研究されて、それが発表されてきているというふうに思います。

そういう点で私はここで、やはり提起しているのは、補聴器は確かに高額です。高いものだと50万・60万もします。そういう点では高額で購入をあきらめるということになれば、それはやはり、そのまま使わないで、どんどん難聴も進む。敷いては認知症への入口へなっていく。で、人との付き合いが段々段々疎かになっていくという流れで、私は非常にそこを汲みしております。そういう点ではやっぱり、只見町の場合は高齢人口多いわけですから、やっぱり多くの方がやっぱり健康的で文化的な生活、どう送るのか。コミュニケーションをとりながら生活していくと。そのために町も補助していくというのが必要であるというふうに考えます。

そういう点では、この1・2の答弁書。まだまだ、そういう点では、やるというような方向での中身ではないんで。

町長、是非、学校給食費、早期に無料化させていただいてありがとうございました。これも、全国的には、全ての自治体から始まったわけじゃないんですね。やはり最初は1自治体から始まって、やはり広がって行って、全国的にも今大きく広がっているというふうな中身になってます。子どもの医療費の問題もそのような中身だと思います。私はこの場で、そういうやはり、全国の取り組みの、国民の運動と、それと自治体の取り組みの中で、こういう取り組みが進んできているというふうに私は認識しておりますので、是非その、只見町も早い時期にこの制度を取り入れて、そして充足させていくと。まずは取り組む。そして、そこから必要に応じて充足させていくというのが必要かなというふうに考えているんですが、その辺での町長の考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 山岸議員にお答えいたします。

具体的に鳥取大学医学部の先生がおっしゃっている、その12のリスクの中で難聴が一番高いということ。確かにあの、聞こえ難くなれば、コミュニケーションとるのも容易でなくなりますので、その影響大きくて、また認知症が進むおそれがあるという研究があること。また、あと実際には50万・60万という高額なものですからあきらめる。その結果、同様

なことになるということをお教えいただきました。東京都港区の課長さんが、その関係の審議員になられて、先進的な港区であっても、やはり課長さんが審議委員になってから、そういった補助制度ができるということで、大切な事柄だということは教えていただきましたが、正直、今までも福祉政策は、東京都は地方交付税の不交付団体でありますので、財源的には福島県とか、交付団体よりも財源的には有利な環境にあると思っております。そういったところで東京都が先行して過去にも様々な福祉政策をやって、その後、国が追随するという福祉政策があったかと思えます。そういった流れが一つあるなというようなことも思いながら聞かせていただきました。ですからあの、本当にあの、生活の質の低下を防ぐことは本当に、重ねて申し上げますが、本当に大事なことだと、本心からそう思っております。ですが、実際あの、県からの支援とか、国からの支援とか、そういう、まだあの、ガイドラインといえますか、その補助制度に関するものが、先ほどの担当課長の説明ですと、まだ補助制度を単独で見聞がつかないというのなかなか難しい環境にあるのかなと。大変あの、せっかくのご質問に対して好ましい答弁になっていないかもしれませんが、財源の確保の面、制度設計の面、その辺の判断の問題。まだまだ、その専門の先生も会津地区には少ないということもありますし、課題が多くあるなという印象を受けました。趣旨としては十分わかりますけども、その辺はなお、担当課長のほうに申しまして、しっかりと研究して、他の自治体の状況もよく調査させまして、検討してまいりたいと思っておりますので、現在のところ、すぐ導入することはお答えできなくて大変心苦しいんですが、調査研究を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 今回の関連で、前にも質問いたしましたけれども、身体障がい者の場合、この補助制度があつて、これは70デシベル以上かな、聴こえない人に対しては補助制度あると。これは、今現在で何名ぐらい、支給されているのか伺います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 障がい者への補聴器の購入補助でありますけれども、障がい程度が6級相当の方でございまして、今おっしゃいましたけれども基本的には両耳の聴力レベルが70デシベル以上の高度難聴の方であります。実際、令和4年度は1件。そして、令和3年度は1件の補助がございました。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 是非あの、町長の答弁の中で、ほかの自治体もということありましたけれども、是非あの、これは只見町が率先してできるように求めて、お願いしたいと思います。この次、質問するときにはもっと充実した内容になっていることを望んで次の質問に入りたいと思います。

マイナンバーカードの問題ですが、確かにこの、今、只見町のマイナンバーカードの普及率というのは何人で、何パーセントになってますか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 只見町のマイナンバーカードの交付率についてでございます。

これは国、県のほうに毎月報告させていただいている数字でございます。直近ですと、令和4年11月末の数字になりますが、38.3パーセントということになってます。交付枚数につきましては1,552。これはあの、過去からの累計の数字ということなんです。基数になります人口は、これがその時々で変わってくるんですが、今は令和4年1月1日の人口をベースにして交付率のほうを報告するというようになってまして、先ほど申しました38.3パーセントです。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 確かにこれは国の制度でも法律上も、個人からの申請だと。で、任意だというのが前提であります。で、デジタル庁長官が突然、国民健康保険証と一体化させる。で、私はこれは強制的に国民に全部、このマイナカードを作らないとだめだという、脅し的な発言というように私は受け止めています。法律上は任意で、で全員が持てと。これもまあ、乱暴な話かなというふうに思ってます。

マイナンバーカードそのものについて、私はこれは任意ですから、それぞれ申請する人、申請しない人、申請しない国民のこれは権利もあると。国民の権利。任意ですから。そこへのやはり侵害的な内容かなというふうに感じます。

で、何故これが進まないのかという点では、12月3日、共同通信の新聞報道で、これはあの、2017年から21年度までの5年間、個人情報保護委員会が年次報告の報告いたしました。この中では5年間で少なくとも3万5,000人に情報の紛失や漏洩があったという報告がされてます。データが入ったUSBを失くしたり、不正アクセスの被害にあったりしていたという報告がされてます。

それからまたですね、いろんなこれ、調査もあるんですが、マイナンバーカードを取得し

ない理由。その取得しない人のうちの理由で、メリットを感じない31.3パーセント。情報流出が怖いからが35.2パーセント。やっぱり情報流出に対する国民の不安が高いという結果も出されております。

全国的にマイナンバーカード取得上位と下位、五つの業種の、取得理由についてもアンケートで出されておりますけれども、上位5種の中でも国家公務員。これは取得あるいは申請中というので84.2パーセント。しかし、申請しない人は、やはり情報流出が怖いからが37.5パーセント。で、地方公務員でもメリットを感じないが36.8パーセント。情報流出が怖いから33パーセント。下位業種の中でも、やはり設備工業系では取得している方達が51.5パーセントで、やはり情報流出が怖いからが43.9パーセントというようなアンケートの、このマイナンバーに対する回答が出ております。

先ほどこの健康保険証との関係で、私はやっぱり町もそれなりの意見、対応を求めるべきだというふうに質問しているわけでありましてけれども、この現在での導入、いわゆるマイナンバー保険証で使える医療機関。ここでも相当なやはり混乱が起きてるようであります。これは東京新聞の12月1日付の報道でありますけれども、いわゆる顔認証付きカードリーダーを導入されている医療機関、薬局においてカードリーダーが起動しない事象が発生していることを確認していると。またですね、全国保険医団体連合会。これは開業医11万人が加盟している団体でありますけれども、ここが10月から11月に実施した調査からも、回答した医療機関8,700余の24パーセントが既に運用を始めており、そのうち41パーセントがトラブル、不具合があったと答えているということでもあります。その中身については、有効な保険証が無効と表示された。これは62パーセント。カードリーダーの不具合が41パーセントだと。で、病院の事務局担当者はシステムが不具合を起こすと、医療機関ではまったくお手上げ状況になると。で、業者に頼んでもすぐ改善するというわけでもないという状況が、不具合が続いていくと。で、3月に導入されて不具合が相次いで、エラーが解消されたのは11月中旬であったというような現在での調査結果の報道もあります。

要するに、国民が100パーセント、何らかの、これは保険証に入ると。で、保険料や保険税納めている方には、毎年、更新時には自動的にこれは交付されると。これは保険者から交付される。こういう制度に今なっていると思うんですが、それは間違いありません。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 皆保険制度の中での保険証につきましては、国保については

毎年更新。その他、介護ですとか、それも毎年更新。あとは今現在、社会保険と言われているものについては、その都度、在籍等を確認して更新ということで、ということで委員おっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） ここでは、国民の、この健康管理というか、健康に対する、病院に掛かるその権利。そういう点では保険者に税や料金払って、これは義務と権利の関係になると思うんですが、それは今、この制度があると。で、加入者からしてみれば、保険料払っているわけですから、それで保険税、町の場合は税ですけど、そういう点では自動的にというか、きちっとやっぱり保険料が送られてくる。今現在、何の、これの不具合はないわけです。それをあえて国は、マイナカードに一本化して保険証を廃止しようとしている。ここには私は大きなやはり矛盾がある。国民は一本化は望んでない。で、大臣の発表後、すぐ共同通信が、これのアンケート調査やりました。これは反対と賛成。それぞれ49パーセントで、両方とも大体拮抗しているという中身であります。

只見町に置き換えて、もしこれが実行されたらどうなるかということについてでありますけれども、今あの、町の特別養護老人ホーム、ここに入所するときには保険証を預けます。で、何かあった時には、朝日診療所に連れて行って医療行為を、診察を受けると。これは只見ホームの職員が付き添って行って対応しています。そうするとここでは、先ほども言いましたように本人の保険証を入所時に預けているわけですよね。で、これ、マイナンバーカードになったら、一本化された場合、これ施設に預けると、これ、裏側にはそういう本人の、表面は顔とか、あれですけど、裏面には番号も記載されているはずですね。そうすると番号まで含めて全部、その施設でわかるような、しいていけば医療機関で行った時に、暗証番号がなければその人が保険にかかっているかどうかもわからない。という関係になってくると思うんですが、これは番号法の19条の関係では、こういう場合、どんなふうになるとお考えですか。答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 現状を申し上げますと、今、報道等でマイナンバーカードへの切り替えをしていくという方針が示されたという段階でございます。で、報道等も日々、ちょっとニュアンスが変わってきているところもございまして、私あの、議員のお質しを受けてからまあ、毎日調べているわけではないんですけども、私調べた限りの直近では、答弁

のほうにありますとおり、何らかの事情でカードを持ってない方、持たない方については、ある一定以上想定されるということは国も認識されておりまして、それについては今後、関連省庁と検討していくということ。また、別の報道では、保険証でもない、マイナンバーカードでもない、また資格受給者証でもないということで、今度、第4の保険証に代わるものということで、何かを想定しているというようなこともございましたので、まったくその紙ベースのものがなくなるというところまで、の方針ではないなというふうに思われます。また、保険診療等が受けられるって、保険証がなくても受けられるということがまた大前提になるかと思しますので、今後、どういうものが示されるのかというところは注視してまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 町としては、大体、国の方針、法律に従って執行していくということで、今のような答弁にならざるを得ないのかなと。確かに国のほうも、衆議院の総務委員会の中で、大体、その今言われたような答弁しております。で、いわゆる保険証の代わりになるものの検討。私から言わせれば、今の保険証で十分間に合っている。今の制度で。それをあえて何故、廃止してマイナンバーカードに一本化して、そしてどうしてもこのマイナンバーカードを持ってない人、それは別な対応をしていくと。今の現状でいけば別な対応する必要はないわけですよ。義務と権利。これは国民のいわゆる保険料・保険税を納めていけば、その保険証を使って医者に掛かる権利というものがあるわけですから、それをわざわざ変える必要はないと。

先ほど言った、いわゆる特別養護老人ホームに入っている方への対応。これ、いわゆる番号法の19条の関係で、どんなふうになるのか。これは答えられませんか。19条ではこうなってます。何人も番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。というふうになってます。提供できるのは社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合に限るというふうになってます。そういう点でのこの町の認識はどんなふうに捉えますか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ほど番号法10条の件のお質しでございます。おっしゃるとおり、今言われたように、基本的に個人、特定個人情報については定められたもの以外には提供できないということになりますので、現状では特別養護老人ホーム等でそういった情報を

安易に取得をして管理をするという部分は適わないのかなというふうに考えます。そういった部分も今後、国のほうでは検討されていくというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 町民にとっては、町民というより、これは多くの、国のやろうとしていることですから、多くの国民にとっては逆に不便といいますか、望んでないと。今の健康保険証で十分できる。国は何が何でもそのマイナカードを取得させて健康保険証と一体化させたいということで、それに該当しない人には国民の反発に対応して、別な対応をするというのが今進めている。日本弁護士連合会なども含めて、今、全国的にはネット証明含めてこれに反対している、十数万人が今、反対署名、厚労省や総務省に提出しているそうでありませう。そういう点ではやはり国民が望んでないものを、こうやって国が何が何でもマイナンバーカードを押し付けていくと。私はこれは鞭の面、そして飴の面ではやはり2万円のポイントを与えると。両方近いわけながら何が何でもこれを進める意図は何かと。この裏にはやはり日本の経団連の思惑があつての、このマイナンバーカードの創設。これは安倍内閣で進めてきたことでありますけれども、行く先はそこだというふうに私は認識しております。

そういう点では、これだけ町民にとっては不利益なわけですから、町長はもっとやっぱり国の対応を見るだけじゃなくて、町民を代表して、これは町民にとっては良くない制度ですよというのを県や国に求めていくべきだと思うんですが、最後にお聞きしたいと思います。それを私はお願いしているわけで、よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、山岸議員から、縷々、懸念といいますか、不安な事柄も含めてマイナンバーカードについてお質しをいただきました。実際、只見町は県内、全国的にも交付率といいますか、普及率といいますか、率が低いほうでありまして、国から県、県から町のほうに直接、率が低いので上げるようにという連絡が度々、私のところにも、担当課のほうにもきています。そういったことで、そういった要請といいますか、そういったのが実際あります。その中でそれぞれ担当課も努力しておるところですが、先ほど申し上げたような交付率に現在至っていると。その背景につきましては、町内の事情は私、詳しく、その、十分知っているわけではありませんが、やはりポイントカードということで、いわゆる山岸議員の言葉を借りれば、飴の部分につきましてもコンビニもない町ですので、なかなかその実感が、特にご高齢の方は味わえないとか、あとはマイナカードを導入したことによってど

ういうメリットがあるのかという実感として、そのメリットをなかなか感じられないとか、様々なことがおそらく、情報漏洩のこととか、様々ありますので、そういったことからそれぞれ個人個人の判断になっているんだらうなというふうに思っております。町といたしましては、様々なこれからデジタル化とか、何か事業を進めていくときに、既に平均以下のところは申請できないような、今、国の枠組みになってます。新たな事業に取り組もうと思うと条件として、そのマイナカードの率が全国平均以上、さらに別の事業であればさらに上のハードルを求められて、平均に至っていない自治体は申請すらできないという今、いろんな制度設計になってますので、議員のお気持ちとしてはよくわかりますが、あとは町を預かる私の立場として様々な事業を今後取り組んでいくにあたっては、そこで不利益受けるのも困るということで様々な事業からその率の向上に向けては取り組んでいかなければならないと思っております。ついては、民間のNPOにもお願いしまして、12月から各振興センターで、スポットにはなりますけど、そういうガイドといいますか、お手伝いするような方を組織にもお願いしておりますので、そういったことで普及率の向上には努めたいというふうに思っておりますので、ご意見は受け止めさせていただきながら、なお、自治体の置かれている環境につきましてもご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 最後にあの、町長、自治体の置かれている環境ということでありましたんで、これあの、11月28日、衆議院の総務委員会で、これは宮本岳志さんという共産党の衆議院議員ですが、カードを作らなければ今より不便になるかという問いに対して、デジタル庁審議官は原則、今より不便になることはない。で、地方交付税の算定にマイナンバーカードの交付率を反映させることについて、ペナルティーで減額させることはないかと。この質問に対しては松本総務相は普通交付税を減額させる趣旨のものではなく、ペナルティーでもないというような答弁がありました。これは参考にお伝えしておきます。

以上で終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、2番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

続いて、10番、鈴木好行君の一般質問を許可いたします。

10番、鈴木好行君。

〔10番 鈴木好行君 登壇〕

○10番（鈴木好行君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、質問に入る前にですね、一言、私の過去の一般質問において、町下野球場のバックネットの嵩上げ、照明設備、それから屋内練習場、それからトレーニング機器の整備。それについて一般質問でお伺いしました。それが前者二つは実現して、後者二つはこれから予算化されてあがろうとしています。まさに私の一般質問の意義があったなと思って、大変、議員冥利に尽きるなと思って喜んでおります。

そうした意味で、私、今回の一般質問も過去にした一般質問と同じ内容の一般質問をいたします。ですから、これも、早い機会に実現されることを祈って一般質問をいたします。

まず最初に、若者の移住・定住に向けた取り組みについてでございます。

当町の人口減少並びに少子高齢化が止まらない。移住・定住に関する補助、助成を行っているが、成果が上がっていない状況をどのように捉え、次年度以降の政策に反映されていくのか伺います。

一つとして、令和3年度決算状況をみると、移住支援事業、U・Iターン等促進助成金、若者定住支援事業などの移住・定住に向けた予算が目標を下回って執行されています。新たな政策はございますか。

2番目として、未婚者の出会いの場を支援する政策はございますか。

3番目として、住んでいて良かったと思える町づくりが必要であると考えます。

この点について町長の考えを伺います。

二つ目として、子育て環境の充実についてでございます。

日本一子育てしやすい町づくりと題して講演会が実施されました。その講演会の実施した目的と、その講演会を今後の政策にどう活かされるのかお伺いします。

二つ目として、11月の議会報告会で、乳幼児を安心して遊ばせられる施設がない。同様に若い親同士が集える場所がない。との声がありました。今後、整備するお考えはありますか。

3番目として、町内の公共施設等において、授乳室やオムツを交換する場所を設置しているところが少ないと思われます。これ整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4番目、出生率を向上させるために何が必要とお考えでしょうか。

以上について、町長のお考えを伺います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 10番、鈴木好行議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず、若者定住・移住に向けた取り組みについてであります。

一つ目の令和3年度決算状況をみると、移住・定住に向けた予算が目標を下回って執行されているが新たな政策はあるかというお質しでございますが、各移住・定住に関する予算は、過去の申請者数と補助限度額から試算した額に新規対象分想定額を加えて当初予算に計上しております。また、補助限度額までの申請とならない場合もございますので、決算額が当初予算額よりも減額となるものが増えております。想定以上の件数が申請され、当初予算額よりも決算額が上回るように努めておりますが、そこまでの実績には至っていない現状でございます。

新たな政策につきましては、今年度は移住コーディネーターを中心に移住に関する情報を特化してPRするWEBサイト、NOTEの運営などを始めました。また、新型コロナウイルスによる様々な制限も緩和傾向になってきましたので、都市部で実施している移住・定住希望者向けのイベントにも積極的に参加するなどPR強化を図っております。

さらに次年度につきましては、組織機構改革による移住・定住部門の強化を予定しており、その中で空き家を活用したお試し住宅の整備も進めたいと考えております。

次に、二つ目の未婚者の出会いの場を支援する政策はあるかについてであります。

コロナ禍により、交流の機会が減ったことで以前よりもさらに未婚者の出会いの機会が少なくなっている現状があると感じております。未婚者同士の出会いの場のイベントとなりますと、どうしても婚活というイメージを持たれる方も多く、特に若い世代から抵抗があると伺っております。また、町内での実施など身近なイベントの参加に対しても同様の感覚があるのではないかという思いもございます。

そこで、少しでも抵抗感を払しょくできるよう、南会津地方振興局と連携し、広域となる南会津郡内をフィールドとした事業実施について協議・検討しているところであります。

三つ目の住んでいて良かったと思える町づくりが必要であるとお質しでございますが、私もまさに鈴木議員と同じ考えであります。

住んでいて良かったと思える町づくりは、具体的には生活環境、教育、医療、福祉など多方面での充実が求められておりますが、一人でも多くの方が住んでいて良かったと思える町づくりを目指し、具体的な施策については根幹となる第七次振興計画に基づき毎年度の実施計画や予算提案でお示しをさせていただいた中で、議員の皆様方のご意見やご指導をいただ

きながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、子育て環境の充実についてお答えいたします。

一つ目の、日本一子育てしやすい町づくりの講演会を実施した目的と今後の政策にどう活かされるかについてであります。

講演は7月15日に郡山市の菊池医院の菊池信太郎医師をお招きし、只見振興センターで開催いたしました。菊池医師は小児科専門医であり、平成25年には子ども若者育成・子育て支援功労者として内閣総理大臣表彰を受賞されております。講演は専門家のご意見をお聴きし、これからの子育てについて考える機会とすることが目的でありました。

今後の政策にどう活かすかについてですが、後援会の後に保育所保護者、民生児童委員、保育士等をメンバーとして、只見の保育を考える懇談会を設置し、第1回目の懇談会を開催いたしました。

懇談会は、只見町の保育について課題を整理しながら意見交換がなされました。その結果をとりまとめ、11月30日に町へ提言いただきましたので、これをしっかりと受け止め、今後の政策に活かしてまいりたいと考えます。

二つ目の、乳幼児を安心して遊ばせる、若い親同士が集える場所を整備する考えはないかについてですが、第2期子ども・子育て支援事業計画の中でも整備に努めていくこととしておりますし、また、只見町の保育を考える懇談会からも施設整備についてのご提言がございましたので、議員各位並びに各層の方々のご意見をいただきながら検討してまいります。

三つ目の、公共施設等の授乳室、オムツ交換の場所の整備についてであります。今後の施設建設にあたっては子育てに優しい公共施設と評価いただけるよう検討してまいりますし、既存の施設につきましても設置を検討してまいります。

四つ目の、出生率を向上させるために、何が必要と考えるかについてでございますが、まずは只見町を住んでみたい魅力的な町にすることが大切であり、また、女性が社会参加しやすいこと、保育の質の向上など、子どもを産み育てるための良好な環境が求められていると考えています。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それでは、若者の移住・定住に向けた取り組みについて再質問いたします。

まず最初に、PR、WEBサイト、NOTEの運営を始めましたということがあります。私もそこを閲覧させていただきました。

そういった中で、只見町が閲覧回数を増やすための取り組みとして、どのようなことがいいのかというふうに考えてみました。それで、ちょっとユニークな取り組みを見つけましたのでお知らせしておきます。

北海道小樽市の堺町通り商店街のところではですね、大変あの、年々不況になって、お客様がいないという状況で、2枚のポスターを作りました。そのポスターがユーチューブ上に載っていて、そのユーチューブの閲覧数が上がっているということで見ました。紹介します。キャッチフレーズです。1枚目は、元気です。空元気です。お客様来ないから、もう笑うしかありません。という一枚のポスターです。もう一枚は、堺町盛り下がってるぜ、というポスターでございます。まあ、自虐的なポスターなんですけども、これによりましてユーチューブの閲覧数が上がったりすることによって、この境町というところの認知度は確かに上がっていると思います。ですから、思い切った、そういったキャッチフレーズのようなことをして、ネット上でささやかれたり、つぶやかれたりするような政策が必要なのかなというふうに感じますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのお質しにお答えいたします。

まず、鈴木議員のほうから、そういった他のアイデア、本当にご提言いただきましてありがとうございます。そういった部分を含めまして、他の事例も参考にしながら、増やせるような努力をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それからあと移住支援事業等で数々の助成金、補助金を出しております。それがまあ、予算したほど使われなかったということで、それは町長もたぶん、残念だなというふうにお考えであると思います。私はその使われなかった原因を考えてみるんですけども、昨日の地域創生課長の答弁で、新規就農者でトマトは若干ありましたというふうな形でありました。それはどういうことかということ、トマトを作ってみませんかというふうな、こちらからの誘いがあるから、それに対して来るものだと思います。昭和村も若干の微増ではあるというふうなお話がありました。昭和村の場合はカスミソウを作ってみませんか、からむし織姫になってみませんかというキャッチフレーズです。ですから、移住を考

える人が移り住んでから自分の姿を想像できるんですよね。自分はトマト農家をやりますと。昨日の町長のおっしゃった中学校の提案で、トマト農家は年収なんぼぐらい稼げると。そこまで中学生も考えています。であるとすれば、移住を考えている人は、只見に行ってトマトを作ったら、これだけの収入があるよ、やっていけるよ。それでトマトを作りながら田舎暮らしができるよ。じゃあ、行ってみようかってなった時に数々の支援金、助成金があつて、これもありがたいなというふうな形になって具体化してくると思います。ですから、そういった具体的な勧誘をもっともっと増やすべきだと思いますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 貴重なご提言ありがとうございます。

まず、そういった方の全体で、只見町で生活しませんか、暮らしませんか、移住しませんかという切り口が定住・移住のパターンで紹介窓口としてさせていただいております。その中で新規就農、そして町内で起業募集、その方に合った形で紹介はさせていただいているところでありますが、まだまだ工夫しなければならない点はあるかと思っております。今ほどいただいたご意見も踏まえながら、少しでも人を増やす、移住者増やしていけるような形で移住の定住のフェア等に行った場合にもPRとしてしっかりとしていきたいと考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 県とタイアップした移住支援事業ございますけれども、これ23区また東京圏からの移住で、単身で来られる場合は60万、2名以上の場合は100万円。さらに起業を考える方には起業支援金200万となっております。これを利用して只見で起業支援金受け取って只見にいらっしゃった方はいるでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 2年ほど前に1件、該当者がいらっしゃいました。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 本当にあの、200万円、それから家族連れで来るとプラスで100万円。300万円、もらえと言ったらちょっと語弊がありますが支援していただける。そうした中で、2年前の1件しかないというのは、やっぱりそこら辺のところを、県が主体ですから、町、タイアップしているとは思いますが、そうした中で、そういった支援

事業ありながら、只見で起業したいと思う人がなかなか現れない。その原因というのはどのように分析されていますか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 起業となりますと、自分で仕事を起こすということで、その方は飲食店を始められた方ではありました。そういった中で就業とか、新規就農とか、それぞれに補助金がございますが、やはり起業となると一から始めるということで、設備などの投資の面も大きいということで、そのあたり実績が少ないというところかなと考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうした中で、就農される方にはいろんな助成金、補助金があります。ところが、それ、就農者以外で、農業者以外で、普通に只見に来て、どこかの会社に就職してという方に対しては、若者定住でありますとか、新規学卒者、新規学卒者は、これ卒業後ですけども、若者定住支援事業補助金ということなんですけれども、若者定住事業は住宅ですよ。ですから、実際に来る場合には、金額を見ますとですね、U・Iターン、若者助成には一人5万円。それで中学生以下の子どもをお持ちのところは一人あたりに5万円ずつ加算ということで、なかなか、その金額だけでは積極的に来れるようにならないのかなと。私はもっともっと、町が存続するかどうかの瀬戸際でございます。もっともっと思い切った政策が必要だと思います。例えばですね、町で取得した住宅宅地を無償で提供して、そこに住んでいただける方には差上げますよ、ぐらいの思い切った政策が必要なんじゃないか。そしてまあ、無償でというのはちょっとあれだったらば、10年間は無料でお貸しいたします。10年住んでいただければ差上げますぐらいの、そのぐらいのどんと太っ腹な政策を見せていかないと、どこもやっていないような政策をしていかないと、なかなか思い切った移住者は来ないと思うんですけれども、その辺は町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） その点がまだ、うちの町が足りないところだなというふうに認識しています。ですからあの、お金を交付させていただくとか、いろんな相談会とかPRをしていくということは、たぶん、どこもやっていますし、うちも勿論やっていますが、やはり、さっき鈴木議員のご質問の中で大事だなと改めて思ったのは、具体的に勧誘していくというか、そのことだと思います。前もお話したかもしれませんが、例えば島根県の邑南町さんですと、そ

の勧誘するにあたって、やっぱり仕事をちゃんと提供すると。住宅も考えると。そういう具体的なものを明示して来てくださいということを過去からやられています。ので、やはり、今回、来年度、機構改革で、それを窓口を一本化してやると、今も一本化にはなっていますが、さらに丁寧に一本化してやるという姿勢は示しましたが、今度はそれを具体的に勧誘していただけるか。トマト農家さんがそうだというのは、トマト農家さんは生産組合さん、相互の組合員さんの、なんといいですか、支援といいですか、協力体制、応援体制が素晴らしいものありますし、お金だけでない、人と人と、生産者と生産者の繋がり、コミュニケーションが素晴らしいというふうに評価されてますし、私もそう思ってます。やはり、そういったものを大切にさせていただいて、具体的に勧誘していくことが大事だなと。どうしても農家さんとか、企業という、工場という話になりますが、昨日の一般質問の中でも例えば湯ら里とかいろんなところで、人が人材不足なんですって言うておきながら、今聞いていて思ったんですが、そこに来てもらえるような、例えばホテルマンとしてホテルに携わる仕事として来てくださいということであれば、年収いくらですよ、住宅こうですよということで具体的な提案をしてなかったなっていうふうに今反省しながら聞いておりますので、非常に貴重なご意見をいただいたと思っておりますので、今後、そういった、どれだけ具体的なことが、相手の親身に立った勧誘ができるかということが大事だと思っておりますので、貴重なご意見誠にありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非ですね、そういったことに取り組んでいただいて、本当にあの、死活問題になってくると思いますので、その辺のところよろしくお願ひしたいなと思ひます。

それからあの、この子ども・子育て支援事業計画の中です、外国人の子どもに対するという、受け入れ体制に関して謳っているところがござひます。それで今般の世界情勢を見ますとですね、ウクライナ難民が発生してひます。そのウクライナ難民はですね、法務省の出入国在留管理省というところで、ウクライナ避難民を受け入れる地方公共団体の皆様へという内容で、物資、住居、就労、その他の支援を募集してひらっしゃひます。これも一つの選択肢なのかなというふうに感じひます。これはウクライナ情勢が落ち着いたら、たぶん帰国される方々でしょうけれども、そうした方々を受け入れることによつて、只見町を知つていただく、世界中に広めていく、世界中の人から来ていただく。また、会津工場とか、そういったところには各国から外国人就労者来てひらっしゃひます。そうした方々にも一旦帰られ

たら、また只見に来てみたいと思われるような政策をとっていかないと、実際にこの外国人の子どもをどうやって集めてきましょうかというふうになった時に、策がないのかなと思います。外国へ向けてどうやって発信していけばいいのかなというふうな感じがします。ですから、外国に向けた、インバウンドでありますとか、そういったPRについてはどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほど鈴木議員のほうからインバウンド、ウクライナ情勢に絡む、そういった外国人の受入れということでご提言いただきました。私のほうとしても、今いただいたアイデア、非常に良いかなということで考えてございます。そういった部分を来年度、先日の行政機構改革審議会の中でも今、外国人の方が只見町に働きに来ていらっしゃる、相談窓口がなかなかない、相談しづらいというところもありましたので、そういったご意見も踏まえまして相談窓口の検討もさせていただいております。そういった中で今ほどいただいた一つのアイデアでございますので、本当に良いアイデアだと思っておりますので、そういった部分も踏まえまして対応させていただきたいと思っております。

観光の面ではインバウンドということで只見線が特に海外の方から好評を得ておりまして、また少しずつ回復はしているというところがあります。そういった部分も含めましてシェアを大きく広げて進めさせていただきたいと考えてございます。

ご意見ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非、どこの町村もやらない、やっていないようなことを考えて、突出した考えを持ってやっていかないと人は集まらないと考えます。ですから、そういったところを見つけてですね、良いアイデアを出し合って、なんとか一人でも多くU・Iターンしていただけるようなまちづくりに努めていっていただきたいと思えます。

若干、話は変わりますけども、この度、皆さんご存じのとおり、私の身内が家を建てまして、そして、その中で各、いっぱい補助金等、住宅取得支援事業補助、それから克雪対策事業等、たくさんありましたけれども、ちょっと疑問に思ったのでお伺いします。

これ、住宅取得支援事業補助と地元産材支援事業。これは直接あの、重複しての補助は今できないという認識でよろしいのでしょうか。

それともう一つ同じように、住宅取得支援事業補助と、あとは克雪対策事業。これの併用

はどうなっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 地元産材活用の補助金については、他の補助金との重複は今現在できないということになってございます。

克雪対策事業については、新築住宅については対象としていないというふうに理解してま

す。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 私の認識と同じでした。ですが、住宅取得支援事業の補助と、地元産材の使用した支援事業、何故、重複できないんでしょう。自分で家を新築するのに地元産材を使ってくださいという地元産材支援事業だと思います。何故それが新築事業と一緒にできない理由は何なんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 当初、当初のたぶん、その補助金の整備の際はそういったものがなかったような気がします。途中で何らかの、何かその関係性の中でいろいろな課題が出てきたということで、そういった要綱になっていると思いますが、そういったものについて、なお、改めて、その要綱、さらに他の補助金制度との整合性であったり、なんていうんですかね、せっかく地元産材を使っていたらと、いただきたいというような制度設計になっておるわけですので、今後、その対応については改めて検討し直してみたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 同じようにですね、住宅取得の支援事業と克雪対策事業。何故これ、一緒の年、新築の場合はできないというふうにおっしゃいましたけれども、この場合、住宅取得の支援事業には外構工事等は含まれてはいませんよね。そうした場合に、実際の施工する側というか、家を建てられる方の場合の身になって考えますと、初年度は、じゃあ家を建てましょうと。次の年に克雪対策事業補助金を使って、井戸を掘って消雪設備をつくりましょうというふうな形での補助金の利用方法しかないんですよ。ですから、そうした時に、施工者側というか、その家を建てる側の方は、余計な経費がかかってしまうわけですね。同じ年に基礎工事から土盛りからやった時に井戸を掘って、そして消雪設備の配管までして、そして家の中のシャッターとかのコンクリーを打つ時に一緒にコンクリーを打って消雪設備を

付けばいいわけです。ですから、私はその家を新築される方にとっても、金額が嵩むことになってしまいうし、補助する側にしても当然、金額が嵩む補助金を出さなきゃならないという形になると思います。ですから、その辺のところも先ほど農林建設課長おっしゃいましたが、そこら辺の補助金等をやっぱり利用される側に立って見直す必要ってあるなというふうに感じますけれども、今後そういった見直しをしていただきたいんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今、私がおその内容につままして熟知して即答することはできかねますが、考え方だと思ひますのでお答えいたします。やはりあの、昨日も観光関係のご質問あつた時に、やはりちゃんとした根拠に基づいて説明できなければ信頼は高まりませんので、この点は担当課長も検討するといふふうに申しておりますので、この今2点につままして、どうして、結果だけじゃなくて、どうしてできないのか。どういふ考え方にに基づいてできないのかと。それがあの、皆さんにご紹介いただけるものなのかといふ中で制度設計は始まるものと思ひますので、この辺は預からせていただいて検討をさせていただきたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非あの、利用される側の立場に立って使いやすいような制度設計を考えていただきたいと思ひます。

それから2番目の子育て環境の充実についてに質問を移らせていただきます。

これ、私、過去に何度もしております。この質問は。それであの、町長が、新町長に就任された最初の12月会議で、令和2年の12月会議で、子育てしやすい町づくりの政策についてといふことでお伺ひしております。一つ目は紙おむつや粉ミルクを求める時の不便さ。二つ目が町内の公園の遊具等の再整備。それから3番目、自然環境を活かした学び遊べる場所の整備。4番目、保育料の無料化に伴う保育士の確保、施設の整備。これについて伺ひました。

さらに、その前ですね、令和2年の3月会議の時に、前町長でございました。その時にも保育料の無料化についてお伺ひした際に、保育所の無料化を考えるうえで3箇所に分かれています施設の年長児だけを一箇所に集めることにより、未満児なり多くを受け入れるといふことは可能になる、といふことで、その時は検討したんですけれどもスクールバスの手配等によりなかなか間に合わないので今後さらに議論をしていきたいといふふうにと令和2年の3月

に菅家町長がおっしゃっています。ですから、そうしたところで、保育所に関しては、令和2年の3月から保育士の確保と、それから施設の整備と、それは課題にのぼっていたわけですが、なかなか今日に至って進んでいない状況にあります。

その辺のところ、先の総務委員会の時に、保健福祉課長のほうからの説明で、今年、6月を目途にそういった方針を決定したいというふうなお話でしたが、その辺のところもう一回再確認したいと思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） ご質問にお答えいたします。

今年度ですけれども、答弁にもございますが、7月15日に講演会を開催いたしまして、そして、その後、只見町保育を考える懇談会ということで委員16名による懇談会を立ち上げまして、4回、懇談会を開催いたしました。そして、その中で町への提言をいただくということになりました。そして、総務厚生常任委員会の時に副町長のほうでの話がありましたけれども、今おっしゃいましたように6月を目途に検討を、検討をといたしますか、ある程度の方針を示していくということでございます。その中には懇談会で提言がございました只見大好きな子どもを育むために認定こども園、地域事情に合った認定こども園を早期に設置してくださいということも含まれてございますので、そういった点につきまして6月を目途に考えていくということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非あの、早急をお願いしたいと思います。というのも皆さんご存じのとおり、今、保育所の不祥事が全国、静岡県裾野市、富山市、それから宮城県仙台市などで相次いで発生しています。これの原因として、(聴き取り不能)に対応するために労働環境が悪化した。それから、またあの、保育士の心にゆとりがなくなったせいではないかという報道等もございます。総務委員会の調査の中でも、当町の保育環境を調査したところ、昼食をとるもの子供達を寝かしつけてからでないと食べられないというようなお話も伺っています。ですからあの、本当に保育士の業務負担が大きくなってですね、今、全国的に心にゆとりを持たない教育になっているのではないかというふうに危惧しております。

この度、この各地の不祥事を受けてですね、厚生労働省から通知を出して保育所などに対応を周知するよう求めたというふうなことがありました。実際、どういう通知であって、どういう対応を求められたんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 一連のバスでの事故といいますか、がありましたけれども、事案がありましたけれども、そういった対応のことについて。そして、児童虐待については、これもあってはならないことでもありますけれども、そういったものについて再喚起といいますか、のものがございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 先ほど申しましたように対岸の火事であってほしいんですけども、対岸の火事ということだけでは済まされない状態になる前に、なんとか改善策をお願いしたいと思います。

それからあの、公園の整備計画についてお伺いします。柳津と昭和村にポケモンのラッキー公園というのができました。で、私も孫を連れて遊びに行っただけですけども、孫たちは大変喜んで遊んでおります。で、何故、柳津や昭和まで行かないと孫が喜ぶ公園がないんだろうなというふうに、私、議員として悲しく考えております。その辺のところの整備計画、私は必要だと思うんですけども、町長のお考えをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 誠に申し訳ございませんが、今そういった整備に至ってなくて申し訳ありませんが、私も必要だと思ってます。ので、先ほど担当課長から子育て関係について6月というひとつの時期を明示しておりますので、その中で出てくるかどうかはわかりませんが、当然、検討されるんだろうなと思ってますので、やはり一体的なものだと思いますので、その整備に向かっては取り組んでいきたいと思います。具体的なことはその中の話、報告を受けて考えていきたいと思いますので、必要性は十分認識しております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 町長は、町長にお出になる際ですね、後援会だよりも、安全で自由に遊べる公園づくり、子どもの非認知能力を高めるための場所づくりを研究検討するというふうにおっしゃってます。1期目も段々、あと一年とちょっとぐらいになります。ですからあの、その辺のところをですね、形づくり見えるようにこれからされて、是非、子育てしやすい町づくりを目指していただきたいなと思います。それであの、いつ頃までに、どういうふうにされるのかっていう、町長のお考えだけでもお伺いできればありがたいんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ちょうど今日で2年が終わりますので、明日から3年目に入ります。

その残された任期のことも考えまして、令和、今4年ですから6年度ですか、それを計画の中でも一つの目標としておりますので、そういった中で非認知能力はとても大事なというふうにつくづく思っておりますので、そういったことで懇談会も立ち上げていただきましたし、1回目の提言をいただいて、また今後、さらに計画の中で様々なご意見が反映させていただけるものと思っておりますので、そういったものをしっかりと受け止めさせていただいた後に、その整備をやっていきたいというふうに思っております。任期中に考えております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 私はあの、保育所の設備の改修、保育所の関係に絡みまして、私、町内に一箇所だけでも良いと思うんです。まず。それにしても柳津に行くよりも、昭和に行くよりも、はるかに近い。柳津、昭和の場合は他町村からも子供を連れて遊びに来ていらっしゃる方がいます。ですから、そうしたところで是非、早い段階に、そうしたものを整備していただきたいのと、それと同時にですね、若いお母さん方が子どもを連れて集える場所がなかなかないというふうなお話も伺っております。ですから、その辺のところも一緒に考えていただきたいと思っておりますので、もう一度ご答弁願えますか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 十分受け止めさせていただきました。そういった中で昨日も申し上げましたが、一度視ていただきたいところがございますので、年改まりましてから、いろいろお忙しいとは思いますが、是非、その環境整備にあたって視ていただきたい至宝でございますので、視察をしていただいて、そのうえで、あとは場所の問題だと思いますから。予算的なこと勿論ありますけど。そういった中で努力をしていきたいと思っておりますので、引き続きご指導をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それから、すみません、質問がちょっと前後してすみませんけれども、先ほどの未婚者の出会いの場を支援する政策の時にですね、南会津振興局と連携し、広域となる南会津郡内をフィールドとした事業実施についての協議検討というご説明がありました。これはあの、もうちょっと具体的に、どういうふうな事業で、どういうふうな協議検討なのでございましょうか。また、実施時期はいつ頃を予定されているんでしょうか。お伺

いします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの質問の中の未婚者の出会いの場ということで、南会津郡内を想定したということで回答させていただいておりますが、現在、只見の街中でも、例えば只見のところで出会いの場というような、婚活ではないんですけども、そういったイベントを想定した場合、なかなか参加者が少ないというようなことが過去にもございました。そういったところがありまして、郡内でもどこの町村も同じような悩みがございます。で、今、県のほうが結構積極的になりまして、そういった場づくりというのを計画をしております、4町村、南会津の4町村がそれぞれ募集をかける形で、そして場所としては郡内の、まだ具体的な場所は決まっておりませんが、そういった場所に集まって、そこでイベントを企画するというようなことで想定をしております。実施については来年度の中で計画をしたいということで振興局のほうと現在協議をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それは、そうすると県事業として行われるという認識でいいんですか。今、県はまだはび福なびは継続してやっていると思うんですけども、そういった事業の一環で、そういったことを南会津振興局で考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 県の事業の中で、一つとして4町村が共同して実施するような形で検討させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非ですね、そういったことを計画して、やっぱり課長おっしゃるように、それに参加するか・しないかがものすごい、そこが重要なカギになってくると思うんで、気軽に参加できるような形にさせていただきたいなと思います。このコロナ禍で実際に出会いの場も大変少なくなっておりますし、活動の場も薄くなっていると感じます。ですから、そうした中で積極的に婚活をするという、結婚をするという、まず意識を強めていただくことが非常に大切なのではないのかなというふうに感じますので、その辺のところを、その辺のところはどういうふうにお考えですか。大変難しい、答えにくい質問になるかもしれないですけども、まず結婚する意志があまりない方、消極的な方に対して、どういうふうな

啓発をしていくのかというふうな、そういった協議はされないのでしょうか。なかなか難しい質問だと思いますけれども、ちょっとお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 結婚ということで、あまり前面に出してしまうと、やはり苦手な方もいらっしゃる。ただあの、おっしゃったとおり、コロナ禍で前は交流ができた場とかがなくなっておりますので、そういった場をつくって、その中で出会いができて、そこから先の展開ができるような形で、まずは場をつくらせていただく。そして、やはり町内で開催という形になると、どうしても参加者の中で敬遠される部分がありましたので、そういった課題を踏まえて振興局のほうで郡でやったらどうかというようなことで今進めさせていただいておりますので、まずはそういった場を提供させていただく。その中で良い出会いがあればいいかなということで考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 実際あの、そういうことに興味ない人は、そういったイベントがあるかどうかということも、なかなかわからないで終わってしまうのかなというふうに感じますので、そういったところのイベントの周知方法なども考えていただいて、じゃあ、ちっと行ってみっかな、ぐらいの気持ちを起こさせるような、それこそキャッチフレーズでも何でもいいので、ユニークなアイデアを考えて、絞り出してやっていただきたいなというふうに思います。

それからあと最後にですね、出生率を向上させるためということで非常に難しい質問をさせていただくんですけども、実はあの、やっぱりこれ、山口県の下関市で、子育てセンターつくしんぼの会というところが保育園に併設された支援センターがあるそうです。ここではですね、お母さんを元気にすることが子供の幸せに繋がるという考え方でやっているそうです。ですからあの、やっぱり出生率を上げるには、お母さん、お父さん、その二人が子供を産んで良かったな、子供を育てて良かったなと思われる行政を行っていかないと、そういった環境をつくりあげていかないと、二人目、三人目の子供をつくりたいな、欲しいなってなかなか思わないと思います。一人目のお子さんが生まれた。このお子さんを育てるに大変だな、どうしようかな。二人目が生まれた。二人になっちゃった。本当に大変だなっていうふうな、そういうふうな子育てだと、本当に、じゃあ三人目、四人目っていうふうな形にはなかなかいかないのかなというふうに感じています。ですから、私はあの、一人目産んで良

かったな、子宝祝金等、他町に比べて若干手厚いのかなというふうにも認識はしておりますけれども、それだけでなくてまわりの環境が子供を育てて良かったな。そうでなくても当町には不利な条件がございます。まずは子供の医療に関する問題であったり、出産に関する問題だったり、出産の時も出産する病院まで行くには2時間近くかかってしまいます。ですから、そういった不利な条件があったとしても、それを補って余りあるような政策をもっていないと、なかなか出生率の向上には繋がっていかないと思いますけれども、その辺のところの認識はどういうふうにおありでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 町長答弁にもありますけれども、やはりあの、魅力的な町にすること。そして女性が参加しやすいこと。保育の質の向上。そして、子どもを産み育てるための良好な環境。今、議員のおっしゃったこと、もつともだと思います。お母さんを元気にする。お父さんも含めて元気にすることが子供の幸せに繋がり、やっぱり出生率の向上にも繋がるというふうに保健福祉課としては思っております。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） やはりそういった議員おっしゃるような不利な条件といえますか、そういった環境下にあることは残念ながら認めざるを得ません。ので、それを払拭すべく努力していくことが大事ですが、具体的にどう努力していくかということになります。なかなか、小児科の先生に来てくださいとか、周産期の、というわけにもいきませんので、一つはその、期待したいのは4年後に八十里越で新潟県の三条市にある病院に近くなるということ。あとは様々な、今後であります、今度は国のほうの出産の一時金も50万に引き上げになるというような情報も流れてますが、加えてその不利な部分、町としてさらにどうするかとか、そういう経済的な支援がどこまでできるかとか、あとはまあ、道路改良とかいろんなことありますけども、そういったことを総合的に勘案、検討しまして、その少しでもその不利な条件を緩和もしくは払拭できるように努めていかなければならないと思いますので、引き続きのご助力をお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 私は一番大切なのは、現在、子育て中のお母さん方が何を考えているか、何を望んでいるか。そして、それを叶えてあげることができるのかどうかということだと思います。是非あの、現在育児中ですね、お父さんお母さん方との懇談会等を設けて

いただいて、そうした中で意見交換をされて、本当にその人たちが望んでいるのかどうか。私がああ、本日申し上げているのは、たぶん、保護者のごく一部の方の意見をあたかも全保護者がそうやって考えているかのようなお話です。ですから、町長ですね、そういった方々の皆さんの意見をお伺いして、そして、その方々は本当は何を望んでいらっしゃるのか、そういったこと、本当、町民の声をお聴きになってですね、町政に役立てていただきたいと思います。是非ああ、そうした懇談を設けていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） とっても大切なお提案だと思います。どうしてもわかっているつもりになってしまいますが、もう何十年も時代が違うときの、ところからのものの発想になってきますので、今も様々ご提案いただきましたが、そのような機会は是非設けていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 昨日ですね、菅家議員の中で、この1時間は少なくとも5万円はかかっているというお話がありました。私はこの1時間を無駄にしないように、この1時間が有効な時間であったような町政の進め方を求めます。というのも、この一般質問も我々もそうです。皆さん方もそうだと思うんですけども、この一般質問終わった後にですね、ああ終わった、良かったなって、肩の荷がおりたような気持ちでいるのか。この一般質問から始まって、たくさん宿題をいただいたな、さあ大変だと思って、これから町政に臨まれるのか。この一般質問のこの会議が終わりではなくて、これから新たな施策のスタートなんだというふうな気持ちで皆さんに感じていただきたいと思いますけれども、最後に町長の答弁を求めて終わりたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先ほどもああ、2番、山岸議員から一般質問の中にあたって、一般質問で4回提案しているというお話もございました。ですから、その一過性のことではなくて、継続してちゃんとああ、そういった政策を掲げられて一般質問をなさっていただいているわけです。我々もそれに真摯に答えているつもりではございますが、決して、この一般質問が終わって、ああ良かったなということではなくて、逆に課題を明示していただいて、また中にはその具体的な解決策といいますか、その方向性も提案型でご質問いただいておりますの

で、改めまして一つ一つのご提案・ご意見を受け止めさせていただいて、また次回、そのようなかで、一つこれは解決できたとか、方向性が見えたということでない、菅家議員おっしゃったその時間、大切な、それぞれ二元代表制の中で付託されている仕事を全うしたということにはならないと私自身も認識しておりますので、鈴木議員から改めておっしゃっていただいたことをしっかりと受け止めまして、次回に改善に繋がるように努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

誠にありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 子供の遊び場の整備について、私は本日で3回目の質問になります。

4回目がないような形でいきたいなと思いますので、是非、進展があることを祈って質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、10番、鈴木好行君の一般質問は終了しました。

ここで、昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始予定時間は1時15分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時12分

○議長（大塚純一郎君） 全員お揃いですので、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番、中野大徳君の一般質問を許可します。

5番、中野大徳君。

〔5番 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問事項1としまして、JR只見線全線開通に伴う対応策についてであります。

今秋10月1日、悲願であったJR只見線が全線開通されました。大勢の観光客が沿線市町村を賑わせております。

一つとしまして、町長は具体的な年度は示されませんが、4・5年先に複合駅舎を明言されていますが、JRとの交渉状況、また課題はあるのかお伺いします。

二つ目としまして、只見駅に下車した観光客から様々な声が聞こえてきます。対応策と町長のお考えをお聞きします。

二つ目、道の駅構想について。

一つ目としまして、6月会議での一般質問において、道の駅建設場所を今年度中に特定し、案が整い次第、協議させていただきたいと答弁されております。半年が経過しました。進捗状況をお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 5番、中野大徳議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず、JR只見線全線開通に伴う対応策についてであります。

1点目の複合駅舎の建設においては、まずは複合駅舎を建設するための用地確保が必要であると考えております。そのため現駅舎からホームに近い場所で、現在は資材置き場として利用している場所の一部をできる限り払い下げいただきたい旨の申し入れをしましたので、JR側で内部調整を進めているところであります。また、複合駅舎を建設する場合の条件などについて、引き続き協議を重ねております。

このように課題としては、一つ目に建設場所についてJRがどこまで用地の払い下げが可能かであります。二つ目としては、駅舎移転によって現在の駅舎にあるJRの設備移設費用を町が全額負担しなければならないことと考えております。

2点目の只見駅に下車した観光客からの声及び対応策についてであります。昨日の一般質問で小沼議員及び三瓶議員にお答えしたとおり、主に只見線の運行について、只見町内の食事・宿泊施設について、只見駅前からの交通手段についてであったと認識しております。

当面の臨時対応はさせていただいたところではありますが、今後につきましては、そのほかのご意見、ご提言を踏まえ、一つ一つ解決に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、道の駅構想についてであります。

中野議員お質しのとおり、道の駅につきましては、酒井正吉郎議員の一般質問にお答えする形で、令和3年12月会議の折には令和4年度中には場所を決めたいとし、令和4年6月会議の折には案が整い次第協議させていただきたいと答弁しておりました。

しかしながら、只見駅前賑わい創出事業による只見線広場の整備が、まさに只見町道の駅基本計画（案）における、町の総合案内機能と受け入れ態勢の整備としたステージⅠの取り組みであり、今後これをさらに進め、観光・商工・地域振興の核となる道の駅的施設整備としたステージⅡの取り組みに向けた段階に入っていくタイミングとなっております。

こういった状況の中で、現在は只見駅前賑わい創出事業の発展進化として道の駅的複合施設整備を優先して取り組んでまいりたいと考えますが、これと同時に別の場所への道の駅整備を並行して進めることは、この複合施設整備に集中して取り組むことができなくなる恐れがあります。

つきましては、事業優先度等を勘案し、まずは只見駅前賑わい創出事業としての道の駅的複合施設整備を優先して取り組ませていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ありがとうございます。

それでは順番に再質問させていただきます。

まず、只見線全線開通に伴う対応策ということで質問いたしました。

これは質問もだいぶ、昨日から重複しておりますので、細かいことを抜きにポイントだけちょっとお聞きしてみたいなと思っております。

まず、12月の2日、只見線の沿線自治体などで創るという第2期同線利用活用計画検討会議ございましたが、この会議は当町からは誰が、どのような形で出席なさいましたか。そして、その内容を教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 中野議員からのお質しの件でございます。

12月2日の利活用検討会議につきましては私が出席させていただきました。出席の立場としては構成員になってございます。内容につきましては第1期利活用計画が本年度までとなっておりまして、全線再開通、運転再開も始まりましたので、次年度からのまた新たな利活用計画の策定のための内容の打ち合わせとなっております。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） なんてしたか。四つ・五つの重点プロジェクトありましたよね。それに沿った形で、たぶん、自治体または関係団体が3月までにまとめて、3月までに切って、

来年度、計画をこの円卓会議に上げられると、そういった会議、それで間違いないですか。ということは、今、検討なさっているという段階ですね。今、検討案の中に、例えばダイヤの改正、それから今の答弁にもありました課題でもある、駅舎の問題、J Rさんとの交渉状況、そういったものも、その会議の中で要望なさるといふことによろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 利活用検討会議の中では五つの柱がございました。そのうちのひとつとして、今ほどご質問いただきましたダイヤの改正、利便性の向上、観光路線としての、という要望事項は上がっております。

只見町の駅舎に関しては、只見町の要望となっておりますので、全体計画の中には、各それぞれの駅舎の整備等については含まれてございません。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） そうしますとですね、昨日の質問の中で、町長答弁の中でですね、まず、年が明けたら町長は、それなりのところへ出向き、交渉結果等を報告したいと。で、場合によっては議会の皆さんにもご足労願いたいと、そういうふうに答弁なさいました。さらには、令和5年検討、6年設計、7年建築、そして289号の全線開通に合わせると、そういう答弁をなさってます。さらに複合駅舎については、上下分離方式のために億単位の負担が生じると。J Rとの交渉は難航していると、そういう答弁をなさいましたが、これに町長、間違いはございませんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは私から改めて申し上げます。

まずは只見町にとってJ R只見線の全線再開通と同時に4年後に、実際、もう4年切りましたが、国道289号八十里越の全通は大切な事柄でありまして、この時を大切にしっかりと取り組むことが、今後、将来の只見町を大きく左右するものというふうに認識しております。したがって、財政的なことは当然、配慮して、十分に備えていかなければなりません。と同時に、積極的な投資もしていかなければならない時期だというふうにも認識しております。

それで、只見線につきましては、ダイヤがまだ、日中、不都合なところありますので、臨時的な、暫定的な措置は今般、休日を中心にやっていただきましたが、改めてダイヤの改正のお願い。それから昨日、鉄道の棒線化、正式な情報ありませんけども、J Rさんの場合は、

もう決まってから話があるというパターンが過去にはありましたので、やはりその辺はしつかり、町の主張はもう事前に、話がなくても届けるという姿勢が大事かなというふうに思っております。併せまして、ホームから駅舎の間が遠くて屋根がかかっておりませんので、そういったことで駅舎をなるべく下流にもっていきたい。そのことが棒線化を促すことになってしまっはよろしくないの、そのへんのことは用意周到に考えていかなければならないと思っております。併せまして、様々な機器類が駅の中にありますので、それを全て町が負担して、さらに負担が出てくると、それでもやるのかというのは、今度は財政的な見地から、やはり考えなければいけませんので、その点はある程度方向性が見えてきましたら、どういった返答かということを含めて皆さんと協議させていただいて、それでもそこに複合施設を造るのか。いやいや、そこまでお金かけて敷地的でも不十分だということであれば、それは最低限のインフォメーションセンターとか、例えばそのような駅舎的なものを造って、今の只見線広場、雪まつりの話とも関係してきますが、そこに充実させていったほうがいいのかという議論が、その先にいくと分かれてくるというふうには私は想像しております。ので、そういったJRさんとの話し合い、交渉結果を踏まえつつ、289号八十里越が全通するまでにしっかりした受け入れ態勢、施設整備とともに備えていかなければならないというのが私の考え方でありますので、まだ不足なところがあれば、また適宜ご質問いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今、5年度・6年度・7年度、順を追って町長答弁なさいました。これ、昨日聞いていて、あれ、どこかで聞いたフレーズだなと。これ、一年前に町長は、道の駅建設の時に同じフレーズを使っていたらいいなと。あの時、一年かけて駅前を将来、道の駅にしたいという答申書というか、道の駅計画あったと思いますが、その時、町長は、いや、道の駅は信号機からきらら289の間に造りたいんだというふうにはっきり申されました。それで、ああ、町長の考えはそうなんだと私達は納得して、そして今回、開通に、あの駅前広場、その前の状況では大変な状況だったんで、それを急いで造らせてくれということで駅前創出事業を債務負担行為をなさって始められて、間に合って、大変まあ、あの状態、今の賑わいを考えれば、大変、その判断は正しかったと今は考えておりますが、これが2番目に質問した道の駅構想の答弁書を見ますと、答弁書を見ますと、今答弁なさいましたが、何だか、その、見ました。道の駅構想。再度読み直ししてきました。まったくあのとおりに、戻ったという言い方は失礼かもしれませんが、その通りに進んでいってほしいというふう

感じました。

そして、3・4日前に5・6年度の実施計画書、あの時に質問しようかと思ったんですが、道の駅については一言もありませんでした。ということは、5・6年度には道の駅についてはまったく予算はつけられないと。で、新規の事業として、丸新ついてましたけども、実施計画書の23ページに、只見駅前複合施設整備事業、この事業が始めて今回、この答弁書、それから実施計画書で知りました。これは、この事業というのは、やはり元々、あの道の駅構想にあった、駅前を道の駅と複合施設にさせたいということでまったく同じではないのかなど。答弁書の中身、すみません、2番と1番行ったり来たりしますけども、道の駅的複合施設整備を優先なされると。そして、これと同時に別な場所への道の駅整備を並行して進めることは複合施設整備に集中して取り組むことができなくなる恐れがあると答えていらっしゃるんですが、一年前には、はっきり同時並行で進めたいと、そう町長、おっしゃいましたよね。この答弁書を見て、僕、はっきり言って今、衝撃的というか、びっくりしました。

で、これ、何故かと言いますと、この、これを全員協議会とかで町長がおっしゃったことは、議会だよりとかでそういった構想を打ち出して、今時点で、もう町民の方は、あの信号機からきらら289の間に道の駅はできるんだと、並行して進んでるんだと、町民思ってますよ。今ここにいる人だって思ってますよ。それがこの、今日を境にして、いや、やっぱりあれは、ちょっと待ったかかったんだと。それは同時並行して進めない、できなくなる恐れがありますという、このちょっと意味のわからない言葉でなくなっているわけですよ。で、10日・20日ぐらい前に私達の報告会ありました。こういう質問出ました。その時点では、私は委員長として、そこまでしか町長の答弁聞いてませんから、町長はきらら289から信号機までの間に道の駅を建設したいとおっしゃってますと、町民に私答えましたよ。わずか20日前ですよ。そして、この年末に押し迫った会議でこのように大きく、前町長の言葉を借りれば、大きく舵を切ったというふうな言葉で政策を、政策というか、変えられたこともありますが、そういう、今、質問していて認識を持っていますが、そういう認識で町長、よろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確か私の説明不足ということになるんだろうと思います。只見駅はあくまでもJRの持ち物ですので、上下分離方式になってもJRの持ち物です。ので、自分の町の所有でないので、只見駅を改築しますとははっきり言えません。ですから、只見駅の複

合化ということではずっと言ってきました。それはさっき申し上げた、いろんな不便があったんで、その中に複合的な店舗とか、駅と兼ねて、わかりやすく言えば会津田島駅のような駅があればいいなということで考えてきました。そこは変わってません。ですから、JRに、その担当課長レベルですが、用地のさらなる取得をお願いしてますし、その建築する場合はいくらかかるのか、機械設備どうしたらいいのかということの交渉をさせてます。ただ、期限がありますから、年明けましたら、その事務段階での話し合いをちゃんと尊重しながら、今度、私もそこに、もう少し、それぞれの立場をあげて行って交渉していかないと、いつまでもダラダラと決まらないのでは申し訳ないということで、そう言いました。

そのことと併せまして、前の道の駅構想の時に、最終的な報告として三つのステップがありました。第一ステップは10月1日の全線再開通にとにかく間に合わせるんだということで、それは皆さんのご理解をいただいて、先ほど言っていたように、いろいろ至らないところはあったかもしれませんが、とにかく10月1日に間に合ったと。それが第一ステップです。そして、そのことを検証して、やはり第二ステップは賑わいづくりを只見地区に創っていくんだという大きな命題があります。賑わいづくりを創っていくということは、今、年間2日間だけの雪まつりと、あとはうまいもん祭りだけでは賑わいづくりには及ばないと思ってます。ので、さらにそれを毎月であるとか、願わくば週末ごとにとか、その賑わいをもっともっと増やしていかなければならないと思ってます。それを考えた時にはどうしても、雪まつりの在り方も考えていかなければならなくなってます。それで50回の節目を迎える雪まつりの実行委員会の中でも様々ご意見ありました。ですから、そういったご意見も十分尊重しながら、雪まつりの在り方と、あとは只見駅前の只見地区を中心とした賑わいづくりの創出を次の段階に活かしていくということが必要なんで、そのことを実施計画にあげさせてもらってます。ですから、そこから出てきた学びといいますか、出てきた大切な事柄を、今度は中野議員おっしゃった、私がかねてから言っている道の駅の中に、そのエキスといいますか、大切なところはそこに活かして道の駅をその次に造っていくということですから、なんにも私の方針が変わったわけではありません。ただ、道の駅考えていく時には、前の報告書読むとよくわかりますが、どこが運営するんだって書いてあるときに、ただ第三セクターとしか書いてありませんでした。今の第三セクターに本当に任せられるのかということで、社員、従業員は一生懸命頑張っていますけど、社員、従業員のせいじゃなくて、町としての、やはり体制の充実、経営方針をちゃんとみんなで共有していくという、今度は経営面の課題

が残ってますので、その第三セクターを立て直さないうちに、建物を先造ってしまったのでは、閑古鳥が鳴いて、また赤字を増やすだけの施設になってしまう恐れがあります。ですから私はかねてから、特産品づくりも大事ですけど、生活の駅ということを書いてきたつもりです。そういった地域の高齢化が進む、人口が減っていく中で、この道の駅というによそから来たお客様だけを対象にするような印象ありますが、地元の人達が自分達の毎日の生活の駅として立ち寄りたくなるような、そういった拠点でなければだめだと思ってまして、それがまた道の駅ということになれば、さらに良いわけです。ですから、そういった生活の駅、そこには福祉的な面、様々あります。そういったことを考えた道の駅は造っていきたいというのは何も変わってません。ただ、今は只見駅前賑わいづくりをちゃんと創出して、そこから出てきた学びを道の駅にちゃんと活かしていかないといけないということですので、まだ私の説明が十分でないかもしれませんが、考え方としては全然変わっているつもりはありません。ちょっと回りくどい言い方になったかもしれませんが、なおご質問いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今、町長おっしゃったことは、一年前に私どものほうから、そんないきなり大きい道の駅、例えば湯川みたいな道の駅、本当に必要なのかと、誰がやるんだと、そういうふうにしたのは、今、町長おっしゃってますけど、こっちのほうだと思いますよ。そういう提案をしても、それでも町長は、大手を挙げて道の駅を造りたいんだと。それは県の言ってる第三の道の駅という言葉が使われたと思いますが、今は広い駐車場で、それから防災機能も備えた、湯川も備えてますけども、そういったものを町長は説明なさったんですよ。私達に。なので、289が開通して、まだ交通量がどれだけに、私もたぶん言ったと思います。それはわかりません。それは県の統計の読みと。でも、只見という、こういった地域に道の駅、例えば湯川みたいな道の駅が必要かどうかは、私はまあ、自分、トラック乗ってますから、当然、冬なんか、こんな峠は通りたくありませんよ。よく新潟港から関東まで一番の最短距離とは言いますが、とんでもない話ですよ。今はもう高速の時代ですし、大型トラックはもう、関越道で真っすぐ東京に向かいますよ。直接行く車は。観光客は別ですよ。なので、はたしてそういう道の駅が必要なのか。まして冬なんかは、この雪の中で、ドライバーとすれば、1分でも1秒でも早く雪の中抜けたいのが心境ですよ。自分もそうです。そして、雪の降らないところに行って、ボディ乾かしたり、そして、時間休憩する。これが普

通のトラックドライバーの心理です。なので、ここで雪降っていて、50センチも積もって、動けなくなるようなところで休憩するような道の駅にはなり得ないと俺は思っていました。今も思ってます。ので、その時に、口の酸っぱくなるような議論して、そしてこの答弁書を見れば、この道の駅構想、それ、もう、そのままですよ。今、町長おっしゃった第一ステージ・第二ステージ。おっしゃる通りです。これ今、始まる前に読ませてもらいました。このとおりになってんだなど。だから町長おっしゃった、何もぶれてない。それはその通りなんです。でも、途中でぶれたんですよ。途中でぶれたけども、この道の駅構想は全然、ホームページを見ると何もそのままでした。今まで。今日もそのままですね。いいですよ。これ。私は道の駅を同時並行で進めるべきだとか、そういうふうには全然考えてなかったんです。そうおっしゃったのは町長だから、そこをどう考えていらっしゃるのかなど。私達に町長が説明したことは町民に説明していると同じなんです。だから私達は町長のやりたいこと、提案されたことを議会報告会とかで聞かれば、もうそのままお伝えすると。今こういう状況ですよ。でも、今度、これ、道の駅はどうなったんですかと。またこれ、例えば1ヶ月後に議会報告会があつて聞かれたら、いや、実は12月でこういう答弁書出てきたんで、今のところは予算にも何もあがってません。駅前を充実させたいと考えてますよ。で、新しい事業名が今日出てきましたよ。道の駅的複合施設整備。これは実施計画書にも新規であがってます。予算は8,000万です。この8,000万の中身を教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） すみません。なかなかご理解いただけないようですが、まあ、なんといえますかね、前の報告書は、私、就任、2年前になりますが、町長に就任して間もなく、こういったものができてますということで、それはもう基本構想から全部委託ですよ。昨日言いましたが、基本構想は自分達から、いろいろあると思うんですが、構想、計画、そういった計画でできてまして、なるべくそれは尊重していかなければならないという姿勢は何も変わってません。そうでないと、それはもったいないことになりますから、せっかく委員の方々が入っていただいて、検討された結果ですから、それは尊重していくということがあります。ただ、実際、そこに至るにあたって、周辺地域の方々のご理解や様々な意見も私も歩いて伺いましたけど、やっぱりその事前説明がはっきり申し上げて不十分だったんでないかなど思ってます。ので、やはり、その辺の事前の様々な課題が見えてきましたし、JR只見線が、鉄道が通るところに自動車の駅ということもありましたし、そういったことから賑わ

いづくりは必要だと、私も選挙公約で、只見駅前の賑わいづくりということは公約に挙げてます。ただ、只見駅前に道の駅とは言ってません。言葉遊びのようになってしまって嫌なんですけど、賑わいづくりは必要です。ですから、今の第一ステップの段階で賑わいづくりが終わったと思ってませんから、ですから雪まつりのことも含めて、ちゃんと只見駅前に賑わいづくりを創出していきたいと思ってます。ですから、それを計画の中にあるそれをカスタマイズして、第二ステップが今度それが、雪まつりのことも考えた賑わいづくりの創出というふうになってます。

あとは私はあの、県の国道289号線の位置づけは大切な路線になってますから、そういったことが必要です。

あと、さっきおっしゃったトラックドライバーは確かにそうかもしれません。であるならば、尚さら生活の駅ということを力点を置いた道の駅でなければいけないと思ってまして、今ちょっと、町全体、引いて見ていただくと、人口減少、高齢化、少子化ありますけども、併せて毎年、福祉施設、介護福祉施設に対する町からの支出は年々増えてます。そして、法人の基金は年々減ってます。高齢化率は上がっていくかもしれませんが、入所者の全体的な人数はいずれ少しずつ減ってくると思います。そういった中で皆さん、一日でも長く健康で生活していく、そういった中で住宅の管理が容易でなくなるとか、様々な、買い物が大変だとかあります。そういったことをやはり俯瞰的に見て、生活の駅が必要だと私はかねがね思っておりまして、その生活の駅がさらに道の駅として観光客の方々にも立ち寄っていただければ、それはありがたいことだと思ってますので、そういった意味で思ってますので、いきなり道の駅をボンと造って、それで第三セクターに任せるって言っても、経営の面で不安のある会社であったり、あとは春から秋までは売るもの、仮にあったとしても、冬場は極端に少なくなってしまう。そうするとまた赤字が増えて、道の駅造ったけど、また赤字増えたなということになってんでは困るんで、そういった、僭越ですみませんが、いくつかの視点から考えて私はそういうふうに申し上げておりますので、まだまだ不十分だと思いますけど、そういった意味で今は只見駅前の賑わいづくりの整備に力を注がせていただいて、道の駅についてもなるべく早く、そういった生活の駅的な視点も含めた構想をお示しできるように努力していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） これ、俺が、勘違いなさっているのか、町長が、同じことなんですよ

ね。一年前に、そういうことを言ってるんですよ。道の駅をね、あそこ間に造りたいとおっしゃった時に、はたして、そういうのが必要なのかわかって、それは議論して、それでも同時並行で進めてほしいといったのは町長なんです。町長、同時並行で進めたいとおっしゃったのは。で、私達はそれに、わかりましたと言って、今回は駅前の創出事業、時間がありませんでしたので、ああいう形になったわけですよ。今だって、そういった道の駅が必要だなんて誰も、誰もっていうか、僕は言ってませんよ。早く造れなんて。言ってないんですよ。それを、道の駅は道の駅で造りたいっておっしゃったのは、議会ではありませんよ。町長ですよ。まあ、その辺は別に、今おっしゃったこととは本当に同調しますし、私もそのように思っています。

で、今回は別、今日までですよ、この答弁書いただくまで、道の駅は道の駅、駅前は駅前というふうに分けて考えてたんですよ。だから二つに分けて質問したんですが、この答弁書を見ると、別に分ける必要なかったなど。最終的にはね、今考えてますけども、まあ、出しちゃったから二つに分けて質問してますけども。私も今町長がおっしゃったとおり、それは今町長は、今現状考えると、とおっしゃいました。それ、一年前だって同じ現状だったんですよ。この一年でそうなったわけじゃないんですよ。そういう状況だからこそ、そういった道の駅は今ではたして必要なんですかというふうに申し上げたと思います。この一年で人口が急激に減ったわけでもなんでもありません。それはもう10年も20年も前から減っている、人が減っていく、産業が落ち込んでいく。コロナ騒ぎは3・4年ありましたけども。そういった状況の中で、だからとりあえず駅前をそういった形にしたらどうですかという提案でこの道の駅構想ができたんです。そうすれば、あの時、道の駅と、それから鉄道の駅と、全国見たって珍しい駅になるんじゃないですかと。どこにもない。あるかもしれません。あるそうです。調べました。だから道の駅単体でも難しい。それから駅前創出事業だけでもなかなか難しい。だから、それを融合させたらどうですかという議論もありましたよ。そういった中で町長は手を挙げて、道の駅は単体でそういうのを造りたいとおっしゃったのは町長だったと思いますよ。だから、考えていることは一緒だと思います。ちょっと言い方がちょっと悪いのかなと僕は今ちょっと反省ますけども。反省します。

で、そういうことであればですね、私は思いますよ。みんなそう思ってますから。申し訳ないですが。289とあそこの間にできると今思ってますから。町民は。ここにいる人だってそう思ってますよ。道の駅は道の駅で。それは年度はわかりませんが、現時点では思っ

ます。今日の今日までは。町民も思ってます。町長が今おっしゃっていることは町民説明していることだと思いますし、今この中継見ている人もいるかもしれません。そして、町長答弁は議会が終われば議会日より言った通り報告しますので、道の駅はコンセプトは同じかもしれませんが、場所とか規模については今のところは町長はちょっと変わりましたねと。これはそういうふうに町民が受け取っても、これはおかしくないと思うんですが、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私の説明不足が、たぶん、多々あるんだろうと思いますけど、変わったとは私自身まったく認識してません。変わってません。ですからあの、道の駅っていうと国土交通省が認めた道の駅ということに限って言えば、たぶん、それを駅前に考えていらっしやったと思います。元々は。

○5番（中野大徳君） いやいや、それを造りたいと、国道交通省に準ずる道の駅を造りたいんだっておっしゃったのは町長ですよ。

○町長（渡部勇夫君） いや、駅前には言ってません。

○5番（中野大徳君） 駅前は言ってない。

○町長（渡部勇夫君） はい。最初の計画が、私就任した時、駅前に、その道の駅を駅前に造るということでしたから、私はそれには違うんだろうっていう判断をして、国土交通省が認める正式な道の駅は駅前には造らないという方針を示して理解していただいたと思ってます。なので、ただ、駅前の賑わいづくりは必要だということは選挙公約でも言ってますから。今は只見駅前の賑わいづくりの施設を造っていく。賑わいづくりが大事だということです。

で、国土交通省が認める道の駅は、私は只見から、やはり南会津方面の国道沿いだというふうに思ってます。そこは変わってません。その時に、当然こう、経営のことも考えていかなければなりませんので、あの報告書にはただ第三セクターとしか書いてありませんから、はっきり言ってすみませんが、今の第三セクターでは皆さん、心細く思われてますから、その第三セクターの体制整備、経営含めて。それを今改めて、先般の全員協議会でも説明しましたが、やはりそういった組織づくりをちゃんと強固なものにしていくということが一つ必要だと思ってますし、あとはトラックドライバーが停まらないというふうにおっしゃいましたけど、まあ、おそらくそうだと私も思ってます。ですから尚更、地元の人達が、町民の人達が生活の駅として役に立つ機能をそこに盛り込んでいくことが大事だと思ってます。その

うえで、さらにそこで観光客を中心に立ち寄ってもらえればいいわけですから。そこにあと
は24時間のトイレをそこに付ければ道の駅の認定になりますから。私はそういうふう
に考えております。ので、そこは何も変わって心変わりはありません。あるとすれば、今年度中
に示しますと言ったところは遅れているということで、そこが大変申し訳なく思いますが、
そういった事情がありますので、たぶんあの、別に中野議員がいろいろさっき反省の弁言わ
れましたが、たぶん私のほうがいっぱい反省の弁言わなくちゃいけないと思いますが、たぶ
ん、私どもの説明といいますか、まわりくどかったり、丁寧さが欠けていたのかもしれませ
んが、伺っている限りはたぶん、大きな齟齬はないと思ってますが、なお、時間ありますの
でご質問いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 4年度中に特定したいと、6月の一般質問を受けて、場所ぐら
いは特定したいとおっしゃったのは、それはちょっと、無理だということにわかりました。
で、来年度、再来年度についてはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 一つとしては、只見駅前の複合駅舎の話。それがどうなるか。そし
て、駅前の賑わい創出の今度、いよいよ第二段階。今のままで良いとは思ってませんので第
二段階。その方向が決まれば、という前提条件付きで、そのことはお話できるようになる
と思います。

あと当然、第三セクターのこともあります。この三つですね。この条件が整わないと空手
形になる恐れがあるので、ちょっと今慎重にしていますが、そういった前提条件があるとい
うことをご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） わかりました。

この実施計画書を説明なさる時に、必ずできるとは限りません、事情によりますとい
うことを前置きなさって説明なさいました。この計画書に入れたらいかがですか。じゃあ、道の
駅を何年度に計画したいと。それも（聴き取り不能）これに入ってなければ当然、やらない
のかな、できないのかなというふうにこっちは、計画書ですけど、それも考えられますが、
例えば今まで私達に説明されていたこと様々あります。湯ら里の改修の件、それから今度の
道の駅の件、町長がそうやって説明するまではその方向で進んでいると思うんですよ。と町

民は思うんですよ。私達に説明したことを町民に説明したと同じですから、そういうふうに思ってるわけです。一応、案出されました。お金出して改修計画もなさいました。温泉も掘りたい。部屋も増やしたい。そして、そういったことを、もし変更なさるのであれば、これは随時、やっぱり僕は町民説明をなさるべきだと。町民説明って町民全部集めて説明しろっという意味じゃありませんよ。随時、全員協議会とか、それから委員会もそうですが、そうでないと、昨日の質問にもありましたよね、湯ら里の改修計画はどこいったんだと。そういう質問が出るんですよ。はっきり言えば道の駅はどこいったんだと、そういう質問、そういう言い方はしませんけども、どうなったんでしょうかねと。町民が不思議がるから僕らに質問されてくるんです。そうしたら町長のおっしゃってることを僕らは説明するしかないんですよ。その辺町長、どう思われますか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 実施計画につきましては、今は地域創生課のほうでヒアリングして、最終的に私も見てますけども、各課の中で上がってきたものをヒアリングしたうえで計画に挙げていく。これに基づいて今後、総務課長のほうで中心の、今度、財政予算査定がありまして、財源対策を講じたうえで上がるもの、下がるもの、見直しされるものというルールは十分ご存じだと思います。

あと、前に、今年度中だったと思いますが、7番議員からも実施計画に上がってないで事業をするものについて実施計画の変更の話がありまして、それはその通りですねということで、改めて変更のご理解をお願いして事業を進めさせていただいたという経過もございますので、議員おっしゃるように、そのような手続きは大切な手続きだと思っております。

今回、湯ら里の改修につきましては、金額はあがっておりませんが、項目立てで載せていただいているというふうに思っています。本来であれば、ちゃんと精査して載せるべきではありますが、まだ固まってないところがあるので頭出しだけにさせていただいております。

ただあの、道の駅につきましては、先ほどの駅舎の複合化のこととか、何億円かかるのか、そこら辺も見えませんが、あまりただやりたい項目だけ挙げるのも計画ですから、あまりにもこの計画性がないということになりますので、やりたいものを挙げるのではなくて、財政的な見通し、あとは対外的な折衝、交渉のことも含めて挙げるのが実施計画だなというふうに私は思っておりますので、そういった裏打ちを取りながら計画をさせていただいて、その見通しが立った段階ではまた改めまして実施計画に挙げさせていただきたいということで提

案、ご協議をさせていただく機会を設けていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今の駅前広場のあの施設については、全線開通に間に合わせるための暫定的な施設であると。だからプレハブになさると。いつでも回収できると。そういう説明で、あの施設を提案なさって議会が認めました。4・5年で複合駅舎に移すからという説明だったですよ。これ間違いないと思いますが。なので、そういう計画はもう、その時点であるし、今もあるし、計画書に私は当然、調査、調査費、それが、それが今のお話だと、どうなるかそれはわからないとおっしゃいますけども、最初からそういう予定というか計画であることは間違いないですよ。間違いないと思うんです。いや、やっぱり、例えば買収だめだったから仮の施設でなくて、あそこにもうちょっと良い、じゃあ、（聴き取り不能）的なものでも建てようとか、そうはならないでしょう。そうなったら、またこれ、おかしくなりますよ。それは、この駅舎については、もう町民、それから観光客、それからどうのこうのって言いますけども、只見町がそういう方向で上下分離方式でありますけども、そういった形ではありますけども、それで只見を活性化させたいんだ、そういう熱意で町長は今そうなさっているんじゃないですか。だったら、さっきの答弁じゃありませんが、町長、あと2年です。これ全部、計画で終わっちゃいますよ。2年ですよ。それを達成するまでは責任持って、リーダーとしてやっていくんだぐらいの意識で私は計画書を作って実践してほしいなと、そういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） JR只見線が10月1日に全線再開通しまして、本当に昨日から今日にかけて、本当にあの、一般質問多くいただいております。この件に関しまして。そして至らなかったこと、間に合わなかったことは何か。それをどういうふうにこれから活かしていくんだと。より良くやっていかなくちゃいけないという意味の一般質問だと思って私は受け止めさせていただいております。

そういった中で課題いっぱい出てきましたので、それに向かってまた来年度、暫定的に対応していくことも勿論ありますが、根本的にはあそこにそのことを踏まえた賑わいづくりを創っていくんだということを一番の命題に考えておりますので、それを考えた時には今の駅舎の問題と、雪まつりを含めた雪まつりの在り方、あと賑わいづくりを年に1回・2回じゃ

なくて、毎月、できれば週末ごとという賑わいづくりはどうやったら創出できるのかということを考えた中での、そういった話をさせていただいておりますので、計画はなるべく現実に沿った形で、且つ、なるべく早く、議員はじめ皆様方に説明できていないところに全ての原因があるなというふうに改めて思いましたので、そういったことをなるべく早く固めまして、場合によっては改めて年明けにでもいろいろ、JRのほうに行っていただく、お力を貸していただくという場面もお願いしながら、そのことはあの、一緒になって詰めさせていただきたいと思っておりますので、なにぶんよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） やはりあの、私も経済委員会でそういう話が出ました。で、それがやはり委員会全会一致でそうすべきだと。それで議長通して町長にお話をさせていただきました。

やはり今、只見線、只見線で、ほかの市町村行ってるんですよ。金山は国にも行ってるし、それは御礼も兼ねて行ってるんです。只見がこれだけ、賑わってきた。観光客がこれだけ来た。今までにない観光客が来た。この後はそれはわからないけども、わからないけども、川口あたりの方が言ってるそうですよ。開通して通過駅になってしまったと。だから、そういう駅もあるみたいですけども、今度、只見も開通して、今は来てるかもしれないが、もう降りる人がいなくて、真っすぐ若松へ行っちゃったと。そうならないように、今できることから、私、個人的には思ってますけども、できることから、できる人から、ここにタブレット導入してますけども、これもその提案で今タブレット導入してます。できることから、できる人からでいいんですよ。それを今できる人は町長しかいないんで、そういう提案をしましたんで、是非、来月忙しいですよ。本当に忙しいです。（聴き取り不能）行かなきゃならない。私達の議会のほうもあります。さらには、臨時列車もまた来るみたいです。そういったことでまた忙しい月になるかもしれませんが、町長がリーダーシップを発揮してやっていただくしかないですから、よろしく願います。できることは何でも協力いたします。願います。

最後に町長の答弁をお伺いして質問をおわります。ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変あの、叱咤激励並びに温かいお言葉をいただきましてありがとうございます。

本当にあの、叶津橋梁の、昨日も一般質問出ましたが、ビューポイント、本当にあの、中

野議員はじめ集落の方々のお力添えの賜物で、本当に素晴らしいビューポイントができたというふうに私も思っております。そういった取り組みが非常に大事だなというふうにありがたく思いつつ感じております。ので、いろいろ日程はございますが、やはり優先すべき事柄だというふうに思っておりますので、日程的なことはまた改めて総務課長等通じて事務局のほうに後程相談させていただきたいと思いますが、年が改まりましたら、やはりそういった御礼のことも含めまして、お願いするべきところはお願いするという具体的な行動が議員おっしゃるように大事だと思っておりますので、そのような運びにさせていただきたいと思っておりますので、この場でも一言お願いさせていただいております。

また二元代表制の下、いろいろご意見もいただいておりますので、私も一生懸命務めてまいりますけれども、改めてまして至らないところであるとか、気づかないところ、様々あると思いますので、そこはやはり一緒になって、町を良くするために取り組ませていただきたいと思いますので、引き続きの御助力をなにごんよろしくお願い申し上げます。

誠にありがとうございました。

○5番（中野大徳君）　ありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君）　これで、5番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

続いて、7番、酒井右一君の一般質問を許可します。

7番、酒井右一君。

〔7番　酒井右一君　登壇〕

○7番（酒井右一君）　7番、酒井右一、通告に基づいて一般質問をいたします。

その前に、議長にお願いしておりました資料配付をお願いしたい。

○議長（大塚純一郎君）　資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君）　はい、どうぞ。

○7番（酒井右一君）　まず、通告1でございますが、急速な、このところ急速な人口減少についてお伺いいたします。

質問の要旨ですが、人口減少は只見町、我が町の限界に向かって進行しているように見えます。配付した資料のとおりでございます。私のライフワークでずっと何十年もとっております。この問題は歴代の町長が政策課題にして、その解決を町長選挙の際の公約としてきま

した。現渡部町長も初挑戦にあたって公約をされた中にこういう一説がありました。しかし、人口減少は止まらないのは今配付したそのとおりでございます。そこで、この只見町の人口減少が止まらないのはなんでなのかということのを改めて、この町について執行機関の長たる渡部町長がどう考えておられるか。そして、その原因をどのように把握されておるか。減少と原因を把握しなければ対策ができないので、このような質問をしております。

2番、日本一の子育ての町という表現をそこかしこで聞いております。町長は日本一の子供、子育ての町をつくと各所で公言されておりますが、現下の我が只見町の置かれた状況を見れば、極めて誠に心強い限りであります。町民がこぞって期待しております。しかし、日本一の子育ての町、町長から議会に対しては説明がないところであります。

そこでお伺いしますが、町長が描いておられる日本一の子育ての町の姿とはどのような町なのか。姿なのか。そうしたことをするためには今の現状が変わるわけですから、どのような事業を行うのか。また、そうした事業の事業期間や事業費はどうされるのか。そのような計画があるなら議会と共にあるべきですが、説明をまだ受けていませんが、議会でも町長の発言を具体的に調査をすることになるでありましょと、こう思うわけです。先ほどらい、二元代表という言葉が飛び交っておりますが、二元代表制というのは、私の解釈は自治法上の1章と2章に書いてある執行機関と議決機関の仕事の建前ですので、それを踏まえて私は質問をいたします。

それから3番目、子育て支援事業計画についてお尋ねいたします。

町には、子育て支援事業計画というものが存在しております。この計画書、2期、今度、3期を迎えるわけで、7・8年経つのではないかと思います。この計画書の中で只見町は認定こども園を必要としております。さらに子育て支援。そして、この計画書にいうところの、最後のほうのページですが、事業計画書に基づく地域社会の再構築。これも話題にしております。日本一の子育ての町という発言に関連するのか。あるいは町長は、この只見町子ども子育て支援事業計画を、ここに書いてある趣旨。これについて、いつまで、これなら実現するなということに考えておられるのか。そして、この事業計画の最も重要な点。これは何か。

この3点についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 7番、酒井右一議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず、急速な人口減少についてであります。

1点目のなぜ人口減少が止まらないかであります。出生数の減少と死亡数の増加による自然減、これは日本全体が抱える問題でもあり、全国の合計特殊出生率で申しますと、昭和22年4.54、23年4.40、24年4.32、いわゆる団塊の世代でございますが、以上のような数字でありましたが、令和3年は1.30と出生数の減が顕著となっております。

日本の総人口は平成20年をピークに減少が続いており、只見町も同様の傾向が続いております。また、進学、就職などによる転出での社会減も合わせた減少が続いているものと認識しております。

2点目のその原因を承知しているかであるかのお質しについてであります。

私は子どもを育てるのにお金がかかる一方で若い世代の所得が低い傾向にあること。そして奨学資金という名前の教育ローンの返済などの負担があること。女性の社会進出が進み子育て期間中にキャリアを積めないということなど、まだまだ男性優位の社会構造、こういったことが原因となっているものと考えております。

2点目の日本一の子育ての町についてお答えいたします。

只見町が子育て日本一になるまちづくり、子どもの成育環境の充実からまちづくりを考える、は7月15日に菊池信太郎医師をお招きし実施いたしました講演会の演題であります。演題については、菊池医師が考えられ、本町に提案されたものでございます。

菊池医師は小児科専門医として震災後の地元郡山市や福島県の子どもたちが抱える問題を解決するために様々な活動をされ、平成25年には子ども若者育成・子育て支援功労者として内閣総理大臣表彰に浴されています。

講演では、只見町の現状を分析され、子どもや子どもに関わる人材が少ない中で、今最も必要なこととして、子どもを元気にすること、そのためには子ども目線から子どもに投資をとの講演をされました。子どもが居心地がよいと、保護者が居心地がよい。そして、家族、それから保育所・学校、次に企業、ひいては地域が居心地がよくなるという、子どもが主役の居心地のよいまちづくりを提案されました。そして、それは自動的に高齢者にも優しい町であるとのことでありました。

私も講演を拝聴いたしまして共感いたしました。具体的にどのような事業をとのお質して

すが、只見町の保育を考える懇談会から提案もいただきましたので、議員各位、子育てに関係される方々のご意見をいただきながら具体的に検討してまいりたいと考えております。

3点目の只見町子育て支援事業計画についてお答えいたします。

第2期只見町子ども子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間としております。

認定こども園についてであります。この計画に記載がありますように、今後多様化する教育・保育のニーズに対応するため、既存施設の認定こども園への移行や地域型保育事業の実施を検討しつつ、既存施設での柔軟な受け入れ態勢等の向上を図ってまいりたいと考えております。

今年度は、子育て講演会の実施、只見町の保育を考える懇談会での意見交換等により具体的検討に向けて動き出しましたのでご理解をお願いいたします。

第2期子ども子育て支援事業計画の達成時期ですが、本計画の計画期間が令和6年度までとなっておりますので、これを達成時期の目標としております。

また、計画で最も重要な点は何かとお質しですが、子育て環境の整備と考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まず、概ねわかりました。

子育て支援計画については期限を切つてあるということで大変心強く思います。

ところで、質問を、答弁をお忘れになるという事態ではありますが、急速な人口減少についての答弁内容。これは町長自らお書きになったんでありまじょうか。これあの、一般論として新聞等を見ると、このように書いてあります。私もあの、人口問題については、インド・中国も訪問をして日本語のことも、原因もよくわかっております。なので、このようなことをお書きになっても、私としては質問を忘れられたのと同じ感覚なのかなと、こう思わざるを得ないわけでありませう。

結局、この国の事情は世界的な事情、増減はありますよ。それは。しかしながら、この国、これも新聞や何かでよく承知しておりますが、ただ、この町となりますと、国とは違うまた要素があります。雪が降るとか、超高齢化であるとか、現状の只見町の現時点の高齢化をご存じかと思ひますけれども、大変な良い成績でございますよ。50点に近いですから。です

から、ここで町長に期待したのは、町長が政策として、何故、ここが人口減少の原因だから、ここを、こうして直していくんだと。そして立て直していくんだと。病の原因がどこにあるのか。そして、それに対する処方箋はどうしてきたいのか。それをここで伺いましたわけでありませぬ

この問題については、とてもこの答弁書の内容は渡部町長がお書きになったものとは思えないなと思って聞いておりますので、これはあの、感じ方の違いもありますので、今、現職の町長として、この人口減少、超高齢化、少子化、この問題について、この町独自で分析をされておる、町長が政策として掲げたいものをお伺いします。それについてとやかく言うものではありませんが、お伺いしないと始まりませぬので、よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変あの、申し訳ありませんでした。大切なご質問だと思っておりましたが、ここ、ちょうど、ページ変わりのところで大変失礼申し上げました。お詫び申し上げます。

それであの、急激な人口減少のところではありますが、やはり一つは、雪がいっぱい降るといふことは、今、除雪も大変良くなつてますので、それだけとは言ひませぬが、やはり買い物であつたり、先ほども小児科であつたり、産婦人科であつたり、様々な、もつと云へば、今の時代に合つたやうな環境がまだ不十分だと。あと不利な条件があるといふこと、まず環境面としてはあるといふやうに思つております。ので、そのことは国道289号八十里越の全通を一つの希望として思つておりますけれども、逆にそれがストロー現象で、全部、若い人達が三条市方面に行つてしまつたといふことのないやうに、その対策を講じなければならぬといふやうに思つております。環境面の、生活環境の対策も必要であります。

あとは保育、こども園のこともありますが、今、非認知能力といふことが非常に大事だといふやうに言われております。学力も大事ですが。やはり、その非認知能力を高めるやうな認定こども園であつたり、保育園であつたり、教育であつたり、そういった取り組みを町がやつていくといふことが大事だと思つておまして、そうすることによつて、その取り組みは親御さんのほうにご理解いただひて支持をいただけるものと思つておりますので、そういった環境の改善とともに、保育、非認知能力を高めるやうな教育、保育をやつていくことが大事だと思つております。と同時に、やはり、具体的な就業の場、雇用を提示した積極的な移住促進、定住促進のワンストップの取り組みも必要だと思つております。長くなつてすみ

ません。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） おっしゃるとおりでありまして、これはあの、埼玉辺りの都市部の近くの仮装調査とは違う要因であります。なにせ、100キロ相当走らないと、生活必需品が手に入らないという状況で、それは先ほどから話題になっております道の駅と、これは国土障害という、誰が言うじゃなくて、そういったサービス拠点を設けるにしても、まず、グラフ配付したとおり生産労働力がないですよ。さらには、衣食住、衣・食・住。これが非常に今、タイト、窮屈になってきておりまして、若い世代の方々、賃金が上がらない。家は建てなきゃならない。借金はする。どうしようもない。ここはあの、申し上げましたように都市部の近くの過疎地、高齢化地域とは全く違う要素がありますので、日本の現状をここに書かれてみても、俺、バカにされているのかなと、こう思ってしまうわけでございます。

それでお伺いします。これ、説明員の方しかないかなと思いますが、直近で結構ですが、只見町の可処分所得いくらなのか。家計所得。どちらでも結構ですが、直近の数値をお聞かせ願いたい。それから始めたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 誰が答弁されますか。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 可処分所得についての詳細の資料持ち合わせておりませんが、今お答えすることはできません。申し訳ございません。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そうやって、後から持ってくるのか、今お答えできません。これ大切な数値です。人口。それから財政。これを把握せずして振興計画、ないものであります。

現にこの町の、これはある大手の、この町の手前の、日用品あるいは食品の（聴き取り不能）の方から聞いたものですが、いわゆる可処分所得が下がっているの、単価の高いものを仕入れてきても売れないよという話です。下がっております。直近では、統計要覧に載っている数字しかないですが、下がっております。

さらに問題なのは、生活必要、100キロ離れたところまで行く。買わない。来年、どういう事が起こるか。雪が消えたら。仮にですよ。この町で皆さん、お買いものをされる。生鮮食料品スーパー。なくなるという可能性もありますが、もし、そうした生活の拠点を担う商店がなくなった際にどうされるのか。これは現実になくなるということではありませんが、

私の考えでは今一つしかありませんので、これが撤退されるということになるとゼロになるわけです。こっちがなくなったらもう1箇所あるという状況ならいいんですが、ゼロになる可能性がある。ここはやはり、何らかの情報収集をされない、実はこうでしたということになっては間に合わないなと思います。

可処分所得を、いわゆる日常のお買い物をされる中で、そういった話になったものですから、それは危険な話だなと、そう思っておりますので、日常生活品、それからいわゆる生鮮食品、そういったものを扱う場所、1箇所でいいのか。果たして、それ以外にもっと考えておられるのか。ちょっと余談になりましたが、そのところだけちょっと、聞きたいなと思っております。核心のない話をしているわけではありません。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 本当にあの、今、只見町にそういったお店がなくなれば、本当にあの、すぐにも困ることでありまして、11年前の水害の時も仮店舗ではございましたが、いち早くご努力されて、お盆前に復旧されたということで、皆さん、非常に喜ばれましたけど、本当に被災、多大な被災をされながら頑張っていたらっしゃるし、その後も頑張っていたらっしゃるということは承知しております。その方とちょっとお話をさせていただいたことありますけど、道の駅のことも含めまして。やはり新しい生活の駅、道の駅ということは、地元で頑張っている方々もそこに参画できるようなものでなければならぬというふうに私思っておりますので、よそから何々店を連れてくるということではなくて、やはり地元の人で頑張っていていただく方にも、そういう何箇所か入っていただくとか、そういった取り組みも必要だと思っておりますので、そういった事態にならないように、できるだけ環境整備といいますか、そういったことは町として必要だと思っておりますが、現実のところは一般的なことしか今のところできておりませんが、そういった認識は思っております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、この件を本筋で話すつもりはありませんでしたが、非常に危険な状態に今なっております。その一つの原因は、申し上げたように、あの新潟・福島豪雨以来の商工政策に関わる問題もあるようです。良い機会ですので、どういうことなのかと、お伺いすることもいいのかなと。これはいわゆる議決機関の話ではありませんが、ちょっと耳に入れておこうかなと、そういう話であります。

ところで、本題に戻りますが、福島県の合計特殊、たしか1.57程度で、だったかな。

東京が1.3程度でしょうか。一番高いのは沖縄で、2. たしか0.1程度だったかなと。

それで只見町人口ビジョンと現状の話をここではしたいということが、この1番のものでありますが、ページが入ってなくて恐縮ですが、表面にこういうグラフがありまして、この裏に棒グラフが並んでいる。これを非常に危険だと思うのは、棒グラフの上にちょっと四角い丸印ではありますが、このグラフそのものは、その下の表からあがってきているものがあります。機械的に出したものですから、結局、人口がマイナスになるなんていう現象になっておりますが、これはあの公式計数で調整すればこんなことになりませんけれども、このまま減少していく。この水準でいったらこうなるよという話なので、あえてわかりやすく棒グラフがマイナスになるというようなことを書いておりまして、これを私、役場時代から役場退職する今日まで、各集落ごとの生産人口、幼少人口、それから高齢人口。相当長い期間について集落ごとに集計をしておりまして、この1ページ目の資料はその集計表の合計が出てきただけの話なんで、このバックデータ、だいぶ大変な量があります。これを見ますと、この表には書いておきませんでした。一番下の表で、現実には人口が減っていく姿を将来を展望して、これは人口ビジョンの推計、振興計画の将来推計の年代と合わせてあります。ただし、その生産年齢人口、幼少、生産、高齢と、合計と書いておきましたが、これは実績のとおり合っております。だから、2022年は10月1日現在、3,983と。これは資料要求の結果、これは実数です。ところが、振興計画、人口ビジョンの数値を見ますと、4,144です。さらに、2025年。これを人口ビジョン、振興計画、振興計画で用いられている数字と比較しますと、私の推計は3,430ですが、人口ビジョン推計については3,724です。まあ、あとは、振興計画には2030年、2035年と、こう載っておりますので、あえて数字は入れませんでした。2030年の推計は3,327です。それから2035年は2,982です。この推計結果、いずれにしても実数の推計であります。どちらもそうです。ただ、これだけの開きがある。これはやはり、多少の開きなら納得できますが、これだけの開きがあるということについて納得できませんので、人口ビジョンの推計、これは少し多めだったのではないかと思います。どうでしょうか。そこを確認しておいてから細かい話をしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 人口ビジョンにつきましては平成2年の3月に町のほうで改定をさせていただきました。当初は平成27年に第1回目に策定させていただいております。

2年の見直しでは27年に策定した後に町のほうの、令和2年度の推計の中で、人口ビジョンのほうを目標値ということで定めさせていただいております。おっしゃいますところの推計の部分が甘かったのではないかとこのところにつきましては、現状の人口の減少からいきますと、そういった形になるということはお指摘いただいたとおりでございます。この推計については、そういった形で将来展望も含めましてなってますので、数値としてはその動きがあって、今現在はそれ以上、想定よりも大きく人口が減少している実態にあるということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） ということで、そのことをとやかく言うつもりはないですが、問題は人口ビジョンと併せて作った総合戦略の中に、あるいは人口ビジョンの中にあるんですが、こういう施策、ここをなんとかすれば、なんとか3,000人台維持できますよということで、3,000人と、ここを一つの目安として政策を打っていくと。これが人口ビジョンであります。

で、人口ビジョン。これあの、変更にはなっております。確かに令和2年。しかし、この内容が変更になったわけではなくて、この中で31ページの人口の将来展望というところなど見ますと、あるいはその29ページですか、25年後の人口、人口構成の変化とそれによる影響とありますけれども、とにかく政策、施策を打つことによって、これを緩和するんだということなんです。問題は、この人口ビジョンを作って、はや7年ですな。10月ですから7年超しました。その間、どういう施策を打って、この人口ビジョンに掲げられた目標に近づけられることができるのか。私もこの間、議員としておりましたので、このビジョンに沿ってどういった施策が行われたかということは、あったか・なかったかぐらいは承知しておりますが、主だったところで、人口ビジョン、将来推計に合わせるために、どのような施策を打たれたのか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのお質しの件でございます。

人口ビジョンのほうに、20ページのほうに将来の人口展望ということで、現状の課題、そして今後の方向性ということでまとめさせていただいているページでございます。今後の方向性の中に記載された部分で、企業、事業経営者の積極的な支援、そして、自然動態に対しては住環境の整備、交通のサービスの提供、そういったものから、結婚・出産を希望する若

い世代が安心して子育てができる。そして

○7番（酒井右一君） 書いてあっからいい。それはどういう方法ですか。

○地域創生課長（目黒康弘君） そういった中で、いくつかの政策をさせていただいておりますが、それはあの、保健福祉の分野も農業の分野もあります。地域創生のほうで移住定住対策ということでいくつかご紹介をさせていただきますと、U・Iターン補助金、先ほども鈴木議員のほうからご質問ありました件でU・Iターンの補助金。そして、移住定住に関わる空き家対策。そして、空き家バンク。そういったものがございます。また、地域おこし協力隊といった制度を活用しての地域に根づいていただくというような制度もやらせていただいております。

毎回、酒井議員のほうからいろいろ資料いただいて、ご質問をいただいております。本当にあの、勉強させていただいております。4年から、昨年の令和3年の10月から、令和4年の9月まで、ちょっとあの、ご説明をさせていただければと思いますが、只見町に移住されてきた方が、こちらの推定で40名ほどいらっしゃいます。そして、その中で空き家バンク等を利用された方が6名ほどいらっしゃいます。そして、市町村の移住政策を使われて定住された方が8名いらっしゃいます。実際40名ほど、ほかからいらっしゃいました。で、その間に、只見町の広報ただみのほうで、ちょっとまとめた集計ですと、亡くなられた方が90名いらっしゃいます。そうすると全体的にやっぱり50名ほど減になっているというような状況がございます。まだまだ社会減に移住政策が追いついていない状況が続いているというところで、我々のほうとしても、こういった移住政策、人を連れてくるか、戻ってきていただくしかないと思うんですけど、その辺りについてはもっと勉強して進めていかないと、おそらく人口減少は止められないなというようなところで感じておりますので、その政策はまた改めてご意見等賜りながら進めさせていただければと考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） ということで、減少していく人口に対して、移住定住施策をしても追いついていないと。でありますので、この人口の想定内での減少ではなくて、想定外での減少が起こる。移住定住とはよそから連れてくるという話ですが、先ほどから皆さんが問題にしておるのは、それも一つの方法ですから、是非、力強くやっていただきたいが、子ども子育て支援事業計画書。これ、ここには、これから生まれる子供、そして、年をとって亡くなっていくまでの生え抜きの、只見人という民族主義のようになりますが、そうではな

くて地域に残って、子どもを産んで、そして、そうやって増加していくと。ここにそのしっ
かりした方策を手を打たなければ、やはり今、説明員から説明あったように、移住定住では
先ほど町長が言われたような地域特有のハンディがあります。私の妻の実家も移住定住とい
うことでおいでになっております。話を聞くと、やはり環境厳しいなど。冬は厳しいなとい
うことであります。ですから、移住定住もより強く進めていかなければならないと思っ
てますが、それとはまた別に、この地域で生まれて育つと。ここに力を入れていただきたい。そ
うした時に、じゃあどうするかと私が発想して今回いろいろ見させていただいたのが、第1
期と第2期の子ども子育て支援事業計画書であります。

そこでですが、後程これあの、振興計画に位置付けてあります。只見町第七次とある。こ
の前の30日の総務委員会における副町長の発言、しっかり位置づけてありますと、それに
沿ってやっていきますと、こう言われて発言されておりました。

そこでですが、この子ども子育て支援事業計画書の実現こそが、やはり他所から移住して
来られる方々とは別に、ここ独自の資源であるなど、こう思うわけです。ですから、無理だ
とは思いますがけれども小児医療の充実とか、いろいろ書いてありますけれども、振興計画に
もありますよ。初期・中期・後期の区分の中に小児医療の充実とありますよ。しかし、我々
も診療所の問題いろいろやっていますけれども、なかなかそうはいかないのが現実だから、そ
うは言ってもという部分があります。ですが、この子ども子育て支援事業計画を実行してい
くにあたって推進方法がやはり今後、問題にされると思います。

あれですかね。時間がないもので、こちらで考えておったことをそのまま発言の根拠にし
てお話しますが、先ほどらい、その、機構改革、行政改革に伴う機構改革を説明していただ
きました。先般、全員協議会の中でも聞きましたが、子ども子育て支援計画を、ここに書か
れている内容を、そのまま素直にやると、これはあの、制度建前上から組織を横断するよう
な部分のところ出てきます。第2期の支援計画書の49ページ以降のここを見ますと、保育
所・こども園の問題だけでないんですね。母子保健、それから介護保険、高齢者、全部含ん
でこの計画の中でやっていくんだと、こういうふうに書いてありますので、これもひよっと
したら、この只見町の人口問題の決め手になる。やはり子育てをする方々にとって、ここで
子供を産んで育てると、その間の経済的な心配、健康の心配、これが非常に大切なことなん
だと思います。なので、ここの人口問題については、この子育て支援事業計画を実践する
ということなんだと、こういうふうに思います。

そこで、組織機構計画の改革案を見ますと、新たに子ども未来係ということができまして、この中に保育所と書いてあるんですが、あと児童福祉というのも書いてあります。これはあの、政権分離の立場から、特定の手続きをしないとできないことだと、教育委員会では。ただ、その手続き含まれるんでしょうからできるとしますが、この改革案で非常にわからなかったのは、保健福祉課というところで児童福祉、これをおやりになると非常に素直にできるんですね。それをあえて児童福祉を教育委員会の文科省所管の事務にここで位置づけると。ここの発想がわかりません。どういうふうに、この子ども子育て支援計画を、この組織の中で、頭から尻尾まで、首尾一貫してやっていかれるのか。そこは今この時期ですから、私の想定では4月の機構改革に出てくるんだと思います。その時に課の設置条例もありますから、所掌事務の明確化もあります。この時に、この児童福祉の問題と保健福祉の問題を切り離れたような話になりますと、これは結局、この子ども子育て支援事業計画がうやむやになってしまうと。これの、実は随分長いこと計画を書いて、一部では変えただけだという評価もあります。しかし、これの担当課長の話ですと、11月30日に、実際、実務はやってないんだという話でした。しかしながら先般の全員協議会だか何だっけか、そこの中では、いや、やってますという答弁でしたが、それを右左という話でありませんで、とにかくこの、子ども子育て支援計画を一貫して統括管理しながら完成させていくという組織機構が、改革が必要だと思うわけですが、それをこの改革案の中でうかがい知ることができませんので、この組織機構改革案と、この子ども子育て支援事業計画、この遂行の問題。これをどのようにお考えになられ、4月だと思いますが、いわゆる課の設置条例を変えたいという提案をされるのか。それをお伺いいたします。

とにかく、この子ども子育て支援事業計画は、たったこれだけの冊子ですが、非常に内容の濃いものであります。これを首尾一貫してやっていただく担当課があると非常に良いなど、（聴き取り不能）が子ども未来係というふうに思いましたけれども、当然、法律の問題がありますから、横の連絡はしていかなければなりません。とにかくこれを、この行間に書いてあることまで実施していくということが、ひょっとしたら、振興計画も大切ですが、現実問題としてこっちの計画書を実践するほうがはるかに大切だと、こういうふうに思います。この人口減少に立ち向かうには、この問題をきちんとやっていくということが大切です。

それで、私なりに、そこにイラストで描いてあるものが添付してあります。それは先般の、あれはまゆみ学園の理事長さんで古渡一秀さんという方の講演資料にあったものですから当

局にあると思います。それで今回、それを持ち出したのは、この子ども子育て支援事業の、極めてわかりやすく概念としてするには、これが一番良いなと思って、読めたって、これ、行間もありますので大変です。そのイラストが非常に良いなど。しかし、それをやるには、やはり企画創生部分、相当その、町の企画・立案の部分がしっかりしておいて、そうした中でこれを取り組んでいくしかないなど。単純にその児童福祉法だとか、そういったことに当てはまらない部分がいっぱい出てきております。

なので、実はあの、私、この会議にでなかったものですから、先般、この古渡さん本人とよく話をして、45分ほどです、話をしてみたところ、やはり子ども子育て支援事業計画というのは、そもそも法律の発効時点から、国ではこども家庭庁を創り、そこに一元化するんだと。だから市町村も国に合わせながらやるのが一番良いんであろうなど。それでこの資料を使っても良いですかといったところ、是非使ってくださいという話でしたので、それは資料としてご覧になっていただきたいのですが、なんとか第2期も終わりですが、第3期、今回、600万ばかり予算化されておりますが、創って、創るならば実践をします。短期・中期・後期というふうに分けても結構ですから、この中の何をいつまでにやるのかというのまで示して是非やっていただきたいと。こども家庭庁の、その何をするんだという内容、ホームページあたりで見えますと、やはり問題はこれなんです。これと同じことを問題視しています。この国は、冒頭に書かれたように人口減少に苦しんでおります。中国もまったく同じです。中国は日本より早く瓦解するという事らしいですが、只見町は中国より早くいってしまうのかなと考えます。

なので、たらたらと申し上げましたが、ここで申し上げてお願いすることは、提案することは、一般質問で提案することは、なんとか子ども子育て計画書を、これを書いて、書かれるわけです。予算化されます。これ、当然、法律ですから。そこに只見町独自の事情を加えこんで、そして振興計画に記載してあるように、短期・中期・後期と分けて、その示された期間の中でここまでやるんだという目標を示していただきたい。そして、機構改革の中でそれを誰が、どこでやるのかということをしっかり考えていただきたいと。それをお願いいたします。

そういうことでありますので、この機構改革が実際、日の目を見るまでにはこの問題は解決されるんだと思いますが、児童福祉だけ、こっち。高齢者福祉はあっち。母子福祉はこっち、というわけにいきませんので、これを見ますと。ですから、その辺を踏まえて町長に、

今回の機構改革の子ども未来係と、それから従来の保健福祉が担当しておったものと、そことの整合性を、はっきりまだ決まっていなければ、この後でも結構ですが、今の段階でわかる部分を教えていただきたい。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 幼保連携型認定こども園を小さな拠点とし、地域資源との連携したまちづくりの資料いただきました。本当にあの、目指すべき姿だなというふうに私は思っております。というのは、今まで言葉足らずでありましたが、生活の駅というのを常々言っておりますが、どうしても保育所の話になった時に、園児が減ってきたから保育所を統合するのかという話になります。いや、それではだめだから保育士をどんどん採用しなさいとなると人件費の問題が出てきます。その二つの話からなかなか抜け出せない中であつたので、今回、菊池先生をお願いして講演会をやっていただいて、そしたら一番は、一番先に子どものことを考えるんだと。そこに大人がいろいろ考えればいいんだっていうことで、改めて目から鱗の話ですが、そういったことで考えてきたときに、やはりあの、保育所のこと一つって言えば、南会津町は新しい保育所は社会福祉協議会をお願いしてます。直営ではありません。そういった保育所経営もあります。そして、ここに高齢者施設・デイケア等ありますが、やはり今の福祉法人の課題の問題もあります。そういったことをトータルで考えていった時に、今、高齢者の施設に、子どもが学校から帰ってくると、家には誰もいないのでまっすぐ高齢者施設に、ただいまって帰ってくるところも私知ってます。やはり、そういったことで、こういった形を只見町に合った形で目指していくことが大事だと思ってます。

あとは機構改革の話で、どうしてもあの、そういう素案になってますけど、このテーマにつきましては、ここに農業関係や商工会議所等ありますけども、関係ありますので、それは横断的な、また別の、連絡協議会じゃないんですが、そういったプロジェクトチーム。それを立ててやるということを考えていきたいと思えます。そうでないと、一つの課で全部できるほど範ちゅうの狭いものでもないと思えますので、そういった形で今、酒井議員のご質問をいただきながら考えていったほうがいいのかというふうに思ってますが、なお内部でも検討いたします。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、私事を申し上げて非常に恐縮ではあるんですが、やはり機構改革、課の設置規程を見直すということになりますと、そこにくっついているもの全部整理し

なきゃなりませんので一年はかかります。なので、この話が出て、はや一年。しかも年度当初予算が3月ですから、その予算書をできる前に骨格をつくらないと予算書もできないという話になりますから、4月1日からスタートする新体制であるならば、なんとか今言われた、縦割りですとどうしてもそうなりますから、横、中島みゆきの詞にありますけれども、糸という詞、縦の糸は誰、横の糸は誰、そういうものですから、横の糸をひとつ大切にやっていたきたいと、そう思います。

あとあの、もう一枚、資料付けておきました。最後のA4の資料です。

これはあの、保育乳幼児児童と保母の関係ということで、いわゆる色染めしてある部分が各3地区の保育所で、そして、専門家ですから見ればすぐわかると思いますが、あとは右側には色を抜いたものでなくて、児童総数と総児童数と総保育士数。これが書いてありまして、そして、それを合計した場合の保育士一人当たりの児童数は、この太文字で書いてある、0歳児、現状ですよ。これは。0歳児であれば、国の基準でいうと児童3人に対して一人ということですが、現状ではこういう数字になってます。これはどんどん下にいくにしたがって数字がいびつになりまして、国の基準ですと4歳児は30人に対して一人のところに対して、この数字では11人に対して今一人かなという、これもあの、実際にはたんぼぼですとか、ひまわりですとか、つくしですとかっていう区分けがありまして、それを正式にこれに張り付けたわけではありません。わかりませんので。ただし、この国の基準でいう0歳児、1歳から2歳、3歳、4歳。これに張り付けていきますと、今の保育所の児童数と、それから保育士の児童数というのはこの合計になりまして、そのさらに下に補助数、補助員の数が7人ということになります。補助員の方というのは調理や掃除もありますので、保育に携わるかどうか知りませんが、これを入れると保母一人当たり、総計ですよ、6人と。6人の児童に対して保母が一人ということになります。定数が一番下に書いてあります。只見町の保育所、定数は180です。ですから、往年の児童数から比べればかなり児童数が少ないなど。しかし、合計として総保育士の数はそんなに減ってない。したがって、保育士一人当たりが見る児童数は、これもまた大変少ないなということになります。これは春の総務委員会の時いただいた各保育所の新年度にあたっての申し込み書かな、そっくりそのまま張り付けた数字です。保育所の、現状の保育所が認定こども園に変わるのか、変わらないのか、それは現段階でわかりませんが、ただ、方法はいろいろあるんだと思います。保母の数、保育所の数、あるいは0歳児の数と保母の数。この、今、私が見ますといびつな形に児童数と保育士の数が

なっておりますが、ここら辺、これをその、今回の、いわゆる子ども子育て支援事業計画の認定保育園というものを目指す中で、ここら辺のいびつな形をどうしたらいいのかなということは、今の段階で考えておられるかどうか。考えを聞かせてくれとは言いませんが、お伺いしておきます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 貴重な資料ありがとうございます。

おっしゃるとおり、一人当たりの保育士が児童を見る数というものはかつてより減っているということもございます。一つに、低年齢児の数も増えているので、その分かかるというところでの部分の多少あの、以前とは違うところございますけれども、そういったこと承知してございます。ですので、今おっしゃいましたけど、認定こども園の際にどういったことを考えていくかというものは、当然あの、考えながら進めていきたいというふうに思っておりますが、それにつきましては保護者の方々や関係者の方々に意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 目下、人口問題から見れば、消滅の危機を迎えております。実際、雪まつり、私も執行者側で携わったことがありまして、当時は（聴き取り不能）組ですとか、大竹さん組ですとか、蒲生組とか、いわゆる使えるこちら側の手元がいっぱいいらっしやっただ。しかし今は、おそらくそういった方々いらっしやらないと思います。それは生産人口がないからです。単純な話です。なので、この町の将来をお導きになれる執行当局の方々に一層のご努力をお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） これで、7番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

ここで、暫時、休議いたします。

再開を3時30分といたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時28分

○議長（大塚純一郎君） それでは全員お揃いですので、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番、齋藤邦夫君の一般質問を許可いたします。

3番、齋藤邦夫君。

〔3番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3番（齋藤邦夫君） 3番、齋藤邦夫です。

それでは通告に基づきまして一般質問を行います。

質問事項、2項目ございますが、1番目の国道289号線の八十里越え開通に合わせた受け入れ対策についてでございますが、質問の要旨。長年の悲願であった国道289号線（県境）は、概ね4年後の開通見通しであり、本町は国道開通により裏日本経済圏と北関東兼経済圏が最短で結ばれる要諦に位置し、地域振興に大きな期待が寄せられている。したがって開通の波及効果と恩恵を最大限に享受できる受け入れ対策が急務と言えます。

ついては、次の点について町長の考えを問う。

①町の想定する自動車の交通量・観光客など、また地域に与える影響をどのように認識され、受け入れ対策に取り組まれているか。

②この機会を捉え、町振興の課題の一つに只見地方の特産品開発が求められてきた。特に町が主導している特産品等の開発計画とその成果について。また、今後の計画について伺いたい。

2点目の季の郷湯ら里の経営改善及び施設再整備計画の推進について。

質問の要旨であります。本町は国道289号の開通で交流人口や物流が大幅に増大すると推測される。一方、受け入れ体制は旅館等の後継者不足等により、その数も最盛期の5分の1に減少している。この現状を打開するためには公共の宿である季の郷湯ら里の役割は非常に大きいと考える。議会はその重要性に鑑み、特別委員会を設置して調査報告を行い再整備の必要性を指摘したところであります。現在、当局におかれては重要懸案事項として努力されていると思慮されるが、次の点について町長の考えを問う。

①経営改革の必要性並びに改革方針について。

②施設整備の考え方について。

③今後の施設整備スケジュール等について。

いじょうであります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 3番、齋藤邦夫議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず、1点目の国道289号線の八十里越え開通に合わせた受け入れ対策についてであります。

齋藤議員お質しのとおり、国道289号線八十里越につきましては、2026年にも開通する見通しが示されており、福島県と新潟県を繋ぐ新たな道路の完成は、日本海側と福島県及び北関東を結ぶ新たな観光ルートの構築や物流網の充実、全線運転再開を果たしたJR只見線と連携した観光誘客など、地域振興に大きな期待が寄せられ、この受け入れ態勢の構築は非常に重要だと認識しております。

平成30年度の北陸地方整備局の費用対便益算出資料によれば、新たな道路の計画交通量は1日1500台と設定されており、相当の交通量の増大が見込まれます。観光動向についても、主力の関東圏からの新たなルートとなるほか、北陸地方や近畿地方など新たな地域からの来訪も期待され、町の活性化に大きな影響を与えるものと考えております。

しかしながら、この受け入れ対策については、現在、具体的データに基づくことなく、漠然とした取り組みとなっている部分があります。この反省を活かし、次年度において観光庁監修のご当地アプリを導入し、データの分析検討を踏まえて効果的な施策に結び付けてまいりたいと考えております。

また、特産品開発につきましては、昨日の酒井正吉郎議員の一般質問にお答えさせていただきましたが、新潟県三条市と只見町及び南会津町の三市町合同の取り組みとして、越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議を設置し、会員相互の共同企画により三条市の米を使った只見町の焼酎八十里越や只見町の米を使った三条市の日本酒しだみなどが誕生し、好評を博しているところであります。今後につきましても、三市町合同で八十里越エリアの観光ブランディングを進める取り組みに参画し、さらに多くの町内事業所にも参加いただく機会をつくり、様々な商品開発に結び付けていきたいと考えております。

次に、季の郷湯らりの経営改善及び施設再整備計画の推進についてであります。

齋藤議員ご質問のとおり、国道289号八十里越の開通は交流人口の増大が予測されます。今般のJR只見線全線運転再開においても多数の来訪希望により宿泊施設が不足している現状が改めて明らかになったところであり、町内宿泊収容能力の拡大は重要課題の一つと捉え

ております。

そういった中での季の郷湯ら里の役割についてのお質しではありますが、昨日の佐藤孝義議員の一般質問にもお答えしておりますとおり、季の郷湯ら里の収容能力拡大については、その後の運営に関して人的体制の構築に大きな課題があるものと考えております。

1点目の経営改革の必要性並びに改革方針につきましては、非常に厳しい経営の現状を鑑み、経営改革は必要不可欠と認識しております。まずは食を中心とした体制構築と施設改修等によりサービスの質を高め、相応の価格改定により収支の改善を図りたいと考えており、そのうえで新会社へ事業譲渡し、抜本的な経営改革を図ってまいりたいと考えております。

2点目の施設整備の考え方及び3点目のスケジュールであります。町内宿泊収容能力の拡大は、季の郷湯ら里だけでは大きな収容数増は見込めず、町全体として宿泊事業運営を意識していく必要があると考えておりますが、季の郷湯ら里のお食事処につきましては令和5年度中、もしくは令和6年度春までに施設整備をしていきたいと考えております。

また、キャンプ場など他の宿泊施設の拡大やトレーラーハウスを活用するなど、新たな宿泊形態も含めた町全体での宿泊収容数の増加を検討していくとともに、来訪者のニーズに合わせた各施設のグレード分けを意識していく必要があると認識しておりますが、このことについては令和5年度において検討してまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） それでは再質問をいたします。

質問中の前段でございますけれども、町長のこの地域に与える影響については私も町長と同様の認識をしているところでございます。

まずあの、北陸地方整備局の計画交通量は一日あたり1,500台の増大が見込めるということをおっしゃっておりますけれども、現行の只見から山口間、この交通量はどの程度になっているのか。突然の質問でありますけれども、もしわかれば教えていただきたいなと思います。

結局、二つが、二つになるわけですから、相当の量になるかと思えます。国道、県道は県管理でありますけれども、交通の増加によって町民生活は大きく影響を受けるわけでございます。4年後の交通量を想定して道路改良箇所や、あるいは交通安全といった、そういった地域の課題、問題点というのを、なんていいますか、面的に調査をされているようなことがあれば、なければないでもしょうがないですけれども、現状をお知らせいただきたいと思

ます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 只見・山口間ということ、いわゆる289号の交通量がどのように変化するかといったようなお話しであろうかと思えます。道の駅基本計画策定の際に交通量の算定をさせていただきました。その際には、現在の交通センサス等での現況交通量につきまして1,959台でありましたが、今度、新しく1,500台の新たな道の計画交通量を計算をしていきますと、約819台ほどがこの289号のほうに流れてくるだろうというふうな試算がなされております。そのほか、様々、ちょっと計算方式がいろいろございますけれども、289号については2,614台の交通量が見込まれておりまして、約1.3倍になってくるといったような試算をしているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 1.3倍というのは多いのか、少ないのか、ちょっとピンときませんけれども、時間帯が集中した場合には、相当その交通に支障があったり、今までの道路環境から見ると相当改良していかなければならない、県・国に要望していかなければならない箇所が出てくると考えられるわけでありまして。そういった意味で、事前に、先ほど町長の答弁の中で、ご当地アプリを活用して地域を点検する、調査するというような答弁ありましたが、是非そういったところは事前に抜かりなく調査をお願いしたいと思っております。その点について、担当課長でよろしいですが、ご答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 289号が開通すると、議員おっしゃったとおり、そういった交通安全の面でも様々な課題が出てまいります。

現在、峠道以外ですと、今、只見工区ということで今実施をされておりますけれども、その後、そちらが完成しますと、続いて大倉工区のほうにいくと。黒谷工区については現在終わっておるわけですが、その他、様々な課題が考えられますので、毎年、南会津建設事務所とはそういった課題についての検討会も行われておりますので、そういった機会を活かしまして、議員ご懸念の部分について対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 是非お願いしたいと思えます。

質問事項の中に町主導の特産品の開発を尋ねているわけでございますけれども、焼酎と日

本酒が大変好評であるというような答弁でありますけれども、そのほかに町民あるいは町内事業所等に対する奨励といたしまししょうか、そういったその制度があるかどうか。あるいはまた、活動といたしまししょうか、推進を図っているかどうか、その辺の現況をお知らせいただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 現在の取り組みといたしましては、産業振興対策事業補助金のほうの補助金を準備させていただきまして、六次化も含めました特産品開発。こういったものに対しての計画のほうを確認をさせていただいて、その適当と認められたところに対しての補助金の制度を活用をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 制度活用についてはわかりました。

特産品の開発には只見特産という会社がございます。これは今から30年ほど前に、第三セクター、全国で最初に認定を受けた第三セクターであります。しかも通産省では一番成果があがった第三セクターということでございます。そういったことで、特産品を開発するにあたっては、私もその会社にお世話になってきましたけれども、相当の技術力があります。ただ、特産品が頼めばすぐできるというものではありませんので、やっぱり周到的な準備をして、そういった会社を活用するということが大事でなかろうかなと思うわけでございます。

町が今度は筆頭株主になっているわけでありますので、その辺についての活用について、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 齋藤議員のお質し、大切な事柄だと思って聞かせていただいております。

季の郷湯ら里と只見特産の関係で申し上げれば、そういった打ち合わせ会を促しまして、極力、只見特産で地元産と、もしくは国産ということで、季の郷湯ら里で使えるものを、使うべきだということで話し合いして採用させていただいているものもでございます。

あとこの後につきましては、後段のご質問とも被ってきますけど、やはり季の郷湯ら里の経営改善、改革と併せて、やはりそういった新たな商品、製品づくりにつきまして、高いレベルで話し合いができる人の確保並びに商品開発ができてこない、今のところは今ある商品でのみの利活用の促進の話でありますので、議員おっしゃったご意見を受け止めさせてい

ただきまして、経営改革と併せまして、さらにもう一段高い所での協力体制ができるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 答弁書を見ますと、概ね理解できる内容でございますけれども、実を申し上げまして、季の郷湯ら里のほうの今度は項目に移らせていただきますけれども、私が役場にいた当時に、あの季の郷湯ら里、建設されたものでありまして、これを経営検討委員会において経営の在り方を検討してまいりました。そして、私が退職した後で町から依頼を受けて、あの季の郷湯ら里、法人の登記をしたわけでありまして、そんな経過がありますので、途中の話を、話をしますと1時間も喋るようになりますので、割愛させていただきますけれども、その商業法人にしたのは、ほかの観光施設については振興公社のほうでやると。そして、季の郷湯ら里をそこに含めなかったのは、季の郷湯ら里については経営の在り方によって十分、収益できる企業として立ち上げることができるという内部検討の結果、JTBの指導も受けましたけれども、そういうことで別会社にしたわけでありまして、私がそのお引き受けをして、町長からその経営形態も含めて検討して答申してくれという話を受けましたので、経験のない私の力でそれをお答えすることは非常に至難の業でございましたので、船井総研という日本一のコンサルタント会社の指導を受けながら、実は立ち上げをしたわけでございます。その立ち上げの時に一番問題になったのは、やっぱり収益法人にするのか、いわゆる商業法人にするのか、公益法人にするのかと、その選択であったわけでございます。

それはあの、その施設の成り立ちから申し上げますと、いわゆる商業法人ということにするには相当、無理と言っはなんですけれども、収益部分が十分でない。そういったことでありましたけれども、ただ、私はそのほかの、そういった企業の経営者からいろいろご指導いただいた結果、とにかく、あの環境であれば、大体、新しい施設というのは5年間は大体、3割・4割の増収があつて、黒字になるものだと。だから5年間くらいは心配ないという話を承ったわけでありまして、その時に、その船井総研の指導を受けた方に、やはり収益決算が少ない。ここをやっぱり改善していかなければ、そういう企業として成り立たないと。ですから、町がオーナーとして考える場合には、その分の補強をしていかなければだめですよ。そうしていかなければ、ですから、その時に、いわゆる、あのころは委託料でありましたけれども、委託料を公益のほうにいくら、収益のほうにいくらという形を明確にして、

それが明確にすることによって、いわゆるその会社のほうで収益の部分ではどんなことがあっても利益を出さなきゃならんと、そういった努力目標が出てくるわけです。ですから、それを明確にして委託をするようにと。報告書に書けない部分まで口頭で報告しましたけれども、そういった努力がなされていれば、非常にその季の郷湯ら里のほうの経営も、社長が町長でありますから、町長ももう少し楽な気分であられたなというふうに私は思いますけれども、まあ、そういったことから、経営の在り方が今の状態ですと、委託料、いわゆる指定管理料が全部赤字でもあるかのような理解がされているわけでありまして。それはまったく違うわけでありまして、そういった分を十分理解の上に、やっぱり今度、経営形態を検討されるという町長のお話でありますけれども、是非、ご配慮をいただきたいなというふうに考えるわけでありまして。

このことを喋り始めると2時間くらいの時間を要しますので、これはこの辺で省略しますが、今現在の指定管理料の収益部分と、いわゆるその公益部分、どの程度になっているか、ひとつ、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 現在の指定管理料の積算の方法につきましては、いわゆる公益部分といたしまして、施設のいわゆる基本料金であったりだとか、施設の維持管理にどうしても必要な部分、こういった部分を抜き出しまして積算をさせていただいております。その積算の結果といたしまして、令和3年度の決算で比率を表してみますと、いわゆる指定管理料分、公益分としてみている分が22.2パーセント、そのほかについては基本的には収益をもって充てる分ということになりますので77.8パーセントが収益分ということで理解ができるかというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） これは過去のことを言っただけなんですけれども、私は大体、3,000万の委託料のうち3分の2を公益、収益の分は3分の1というような形をとってございましたけれども、その後、国土交通省の、そのこの監査を受けた時に、指導監査を受けた時に、当時の支配人がその時より公益の分がいくらか多いですよという話を私は受けましたが、まあ、そんなに変わりはありませんでした。その辺をしっかりと、さっき申し上げましたけれども出して、このつけの分は会社の責任で赤字出さないように、1,000万なら1,000万、1,500万と500万をなんとか縮小するように努力しなさいということを明記したり、ある

いはまた施設整備であれば、大規模の分については町が、そうでない分は会社がということで振り分けしておったと思いますけれども、現在もそういう形であると思いますが、そういうのを明確にするために只見町交流施設特別会計というのをわざわざつくって、それを明確にするために始めたのを、最近、突然その特別会計もなくしてしまったということで、大変その点は遺憾に思っているわけでありまして、そういったものを十分に踏まえて改善、改革に取り組んでいただきたいと思います、そのように思います。

この点について、町長のほうから何かありましたら。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 平成8年開業だったと記憶してありますが、ガットウルグアイラウンドの時代でありまして、そういった中で本当に期待を持って季の郷湯ら里が開業されまして、当時、公益部分、ちゃんと収益部分というしっかりした根拠を持ってなされたということも私、職員で末端のほうにございましたが一部存じ上げております。まさにそのとおりだったなというふうに記憶を呼び戻しております。

私も過去には、季の郷湯ら里、交流施設特別会計については、そういう認識でございましたし、私、退職する時も特別会計だったなと思っておりましたが、今、この立場になった時に、一般会計になったんだということで、正直、ちょっと見えにくくなったなというふうに私も思っておりました。ですから、それをまあ、いろいろ経過があつてそうなったんでしょうから、今更、私の立場で申し上げるべきでもありませんが、であるから尚更、その中身がよく見えるような把握と開示に努めていかなければならないと思いますので、私は齋藤議員の今いただいたお話は十分理解できるところでございます。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） これは課長のほうから、事務的なことですのでお聞きしたいんですが、年間宿泊者数、湯ら里ですね、これと客室の稼働率。それから1泊あたりの平均の宿泊客数。もし、資料があれば口頭で報告を教えてくださいたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） お質してございます。

まず年間宿泊者数につきましてですが、令和3年度におきましては6,912人、年間です、年間6,912人ということになってございます。客室稼働率でございますけれども、年間トータルをいたしまして46.8パーセント。46.8パーセントとなっております。

1泊あたりの平均宿泊者数につきましては令和3年度ベースです、1.67。1.67人が平均、客室、1客室あたりの平均の宿泊人数となっております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） これはあの、湯ら里立ち上げる当事、いわゆる団体客から家族旅行に変わってくる、ちょうど端境期でありまして、JTBのほうも、ちょうどその立ち上げる時期に先々、そういう形になるから、1部屋で6人泊まったり、8人泊まるというような使い方は、これは将来、どうしても客室を多くしなきゃならんというようなことで、当時、町長と、その経営の検討委員会のメンバーで、ヨナ沢口のほうと言っても、今の延長線になるところに、この辺に60くらいの部屋のできる建物をやっぱり近年中に造らなきゃなんねえなというようなことを話し合ったことがあります、その後、私が辞めて、この仕事を引き受けて、船井総研のほうに行ってお相談申し上げたときに、はっきりその時言われたのは、その時、もっともその内部検討した時もJTBのほうの指導がありましたから、そのほうでもそういった指摘がございました。そして、船井総研でもそのことを強く言われて、なんといっても宿泊施設が一番の利益源であると。それに付随して町長が提案されておる食の部分があるわけですが、この順序はさておいて、これはまあ、町の、町長の考え方もあると思いますが、とにかくその食堂のほうだけ良くしたって、泊り客がなければだめです、泊り客があっても食べるものがないでは困りますが、そういった意味で収益施設を早く造らなければ、湯ら里の経営改善が良くなっていくということは覚束ないと。それはまあ、私は素人ですけども、そういった専門家の意見を聞いて申し上げているわけでありまして。

全員協議会の時、公認会計士ですか、資料をいただいておりますが、ちょっと今、目が悪いものですから細かいところ見えませんが、やっぱり財務体質から見て、改善、勿論わかりますし、おそらく公認会計士の診断された先生方もその先を読んでのことであろうと思いますけれども、そういったことをひとつ頭に置いていただきたいと思います。とにかくその、この今の数字を課長から聞きましたけれども、立ち上げ当時の全て半分です。

これはあの、地域創生課長も当時、勤めておられましたからわかると思いますけれども、全て半分になったというのは客層が変わってきたと、地域の、時代のニーズが変わってきたということがこういった結果になっているわけですから、その辺をひとつ、しっかりと理解していただきたいと思います、そのように思います。ひとつあの、町長の考えをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変貴重なご提言ありがとうございます。

本来であれば、そういった形で部屋数の増築をしたいという提案をしたいのはやまやまではあります。基本的にはそう思っております。ただ、現在の経営状態が債務超過であるという状態。

あと加えまして、大切な施設でありますので、施設を存続させていかなければいけないと当然思ってますし、そこで懸命に働いている社員、従業員の方の雇用も確保していかなければならないという大前提は勿論思っております。

そういった中で、やはりあの、特にこのコロナ禍で旅行の形態が非常に、変わり方が目まぐるしいということは一般的に言われてますが、まさに湯ら里も例外ではありません。ですから、せっかく10畳の部屋があっても、かつては3人・4人で泊まれたものが、同じ会社、同じグループであれば。それが一人一部屋にしてくださいということで、部屋は埋まっているけども、人数は満員じゃないという状態が続いております。そういったことであれば、それを例えばツインとかシングルにして部屋数を増やす、また増築するということは当然必要だと思っておりますし、いずれはそのようなことをさせていただきたいと思っております。ただ、今の在り方ですと、やはり経営指標、例えば、いわゆる粗利とか、いろんなキャッシュフローとか、いろんな経営指標に基づいた経営が大変恥ずかしいんですが、できていません。ただ、売上がいくらでした。人数が何人何人でした。部屋がこうでした。それはそのとおりだと思いますが、やはり、商品づくりするには、やはり原価計算。そこに販売一般管理費含めますけども、そうやった中で、そこさ利益をのせて計算して、そして商品を提供して、その稼働率がどうだったと。その設定をして、さらにそれが目標達成できたか、できなかったか。できなかったら、何故できなかったかというところまでの経営分析が恥ずかしながらできておりません。こういった中でいくら部屋数を増やしても、単価の低いもの、利益の低いものを、いくら回転まわして、社員・従業員が懸命に、休暇取るのも憚られるような形で懸命に頑張ってもらっていただいても、本当に、逆に社員・従業員に申し訳ないな、くらいに思っています。ですから、そういった商品づくり、ちゃんとした商品を作って、それを提供してやっていくということが必要だと思っておりますので、やはり、湯ら里の場合は特に旅館・民宿さんとは競合しない価格帯でやっていかなければいけない施設、交流センターだと思っておりますので、その辺のことを考えたうえで今回の経営改革の専門の先生方のご提言をいただきましたので、それに基づきまして、且つ、皆様方のご意見をそこに加えさせていただいて、新しい事業体を構

築して、人の体制も整えまして、そういった方向性が見えてきた中ではじめて今、齋藤議員おっしゃっていただいたような増築とか、部屋の改修であるとか、そういったことに進めさせていただきたいなと思っておりますので、本来であれば最初からそういった話をさせていただきたいのはやまやまではありますが、今そのような経営体質になってないということを、本当に申し訳ありませんが、社長として認めざるを得ませんので、その辺の改善を図りつつ、ご提言にあるような形で努力してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 私も15・6年前に、大変優秀な会社の社長をやらせていただきました、本当に眠れないような日々を送った経験ございます。まあ、そうですから、会社の事情というものはそう簡単なものではないということは重々わかっておりますけれども、やっぱりその利益体質をつくる素材というものはどこにあるかということを見極めていただきまして、今、町長が答弁されたような形で一日も早く、季の郷湯ら里はじめ只見の観光施設が軌道に乗るように、ただ只見の振興公社で担当している施設というのは利益のあがるころはどこもありません。実際問題はみんな経費で倒れてしまうようなところばかりですから、それが集まっても固定費は、あるいはそういったものは、管理費は縮小されるかもしれませんが、決して良いほうに改善されるというのは非常に難しい。良いものを引き抜いて、良いものをよくしていくことはできますけれども、ですから最近では、総合化よりは、むしろ分社して、それぞれの、なんていいますか、目的に沿った企業体をつくっていくというのが理由であると言われてますけれども、これはまあ、それぞれケースバイケースでございます。只見の今度の改革の場合は専門家の診断の結果、そのような方向性を見出しているということでありましょうから、是非まあ、その成功を祈りたいと思います。頑張ってくださいと思います。その決意をひとつ、町長のほうから聞いて一般質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確かにあの、専門家の会議の中でも持株会社、ホールディングスとか、分社化、いろんな案は検討されました。ですがあの、季の郷湯ら里という会社も、振興公社という会社も、いずれも極めて固定資産がない会社でありますので、ちょっと普通の会社では考えにくい会社であります。そういったことから、やはりその、持株会社というよりも、また今の財務状況からみて、事業の統合が望ましいというそれぞれの、いくつかのパターン

で検討いただいたうえで、最終的には一番望ましい提案をしていただいたというふうに理解しております。

あとはあの、先般も全員協議会の中でしたか、正直、スキー場と河井継之助記念館は、ちょっといろいろと言いましたが、キャンプ場も厳しいものがあるのかもしれませんが、冬期間営業できてませんから。その辺のこと含めて、せっかくあの、モンベルさんと協定も結んでいるわけですから、その辺は最初からあきらめないでキャンプ場については対策といいますか、営業の中に入れてもいいなというふうに思ってもらえるような努力はさせていただきたいなというふうに思います。

ご提言誠にありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 是非あの、振興公社にしろ、季の郷湯ら里にしろ、新しい会社ができればまた違って来るわけでありますけれども、町オーナーとして、そういった会社が是非やらせてほしいというような、結局、施設にさせていただいたり、なんといいいますか、会社が引き受けられるような事業をオーナーのほうで提供できるように努力をしてほしいなと思います。

以上で一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、3番、齋藤邦夫君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第64号 只見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第64号 只見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今ほどお配りをさせていただきました資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

まず、議案第64号資料1というものをご覧いただきたいと思います。

今般、平均寿命の伸長、また少子高齢化の進展を踏まえまして、豊富な経験等を持つ高齢期の職員に活躍していただくため、定年の引き上げについて、国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され令和5年4月1日から施行されることになっております。

地方公務員につきましても、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めるところとされておりますことから、今回、条例改正のご提案を差し上げております。

まず、定年の引き上げに係る制度の概要について若干ご説明をさせていただきたいと思います。

大きく4点ございます。

まず定年の段階的引き上げということで、現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とするということで、裏面をご覧いただきたいと思います。

令和4年度まで、今年度まで60歳ということで、令和5年度以降、2年に1歳ずつということで、段階的に定年の延長をさせていただいて、令和14年度において65歳に引き上げるという内容になってございます。

お戻りいただきたいと思います。

定年の引き上げに併せまして、現行の60歳定年退職者の再任用制度。これについては廃止をさせていただくということで、この次の議案第65号で条例廃止のご提案をさせていただいているところでございます。段階的な引き上げの期間中につきましましては、経過措置としまして現行と同様に暫定再任用職員というような形で勤務をいただくことが可能になってございます。

二つ目でございます。管理監督職務上限年齢制ということで、役職定年制というものの導入をさせていただくものでございます。管理監督職の職員につきましましては、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の職に異動、降任という形にすると。60歳において役職を定年するというところでございます。役職定年による異動によりま

して公務の運営に著しい支障が生じる場合等、特別な事情がある場合については特例により引き続き管理監督職として勤務させることができる。特例任用というものも制度上設けてございます。

大きな三つ目になります。60歳に達した職員の給与ということで、職員の給与月額につきましては、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、適用される職務の級及び号俸の額に7割を乗じて得た額とするということで、給与月額の7割制ということで導入がされております。役職定年により異動、降任をした職員の給与月額については、異動前の7割水準を確保するというので、これにつきましてもこの後の議案第72号のほうで給与の条例のほうで規定をされているものでございます。

大きな四つ目でございます。定年前再任用短時間勤務制の導入ということで、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員、これにつきましては本人の希望によりまして短時間、週15時間30分から31時間までの範囲内での短時間勤務が可能というふうになってございます。定年前再任用短時間勤務職員の採用可能期間については、60歳に達した日から定年退職日相当日、定年年齢に達した日以後の3月31日ということになります。なお、定年前再任用後は常勤の職員に戻ることはできないということになってございます。段階的な引き上げ期間の中においては、段階的な引き上げ期間の定年以後についても暫定再任用というような形で、60歳以後の3月31日まで勤務が可能というようなことで制度化されているものでございます。

続きまして、資料2の新旧対象表のほうで条例の改正内容についてご説明をさせていただきますと思います。

まず、今回、目次としまして第1章から第5章までの章立ての追加をさせていただきます。

第1条につきましては地方公務員法の改正に伴います条ずれ、これの改正をさせていただきます。

第2章、定年制度ということで、第3条におきまして職員の定年は年齢65年とするということで、定年年齢を60から65歳に引き上げ改正をさせていただくものでございます。改正前の第1号でございますが、診療所の医師、歯科医師については、これまでも定年年齢が65となっておりましたので、今回、全員が65になるということで削らせていただいている、削除させていただいているものでございます。第4条におきまして、前段におき

ましては文言の整理でございます。改正後のただし書き以降、第9条第1項から第4項までの、という部分につきましては特例任用によりまして役職定年の異動期間を延長した場合の上限について3年とすることを定めているものでございます。2ページ目の上段から(1)から(3)、第1号から第3号までございますが、これにつきましては勤務延長、定年の延長をする場合の要件ということで定めてございます。第2項以降につきましては、第2項におきましては、特定による勤務延長。これにつきましては1年以内の期間で行って、更新ができるのは3年が上限ですということを定めております。第3項におきましては、勤務延長させる場合には同意が必要になります。第4項については、延長の事由がなくなった場合についても同意に基づき期限を繰り上げるというようなことで、これはこれまでもあったものの文言の整理をさせていただいているものでございます。

続きまして、第3章でございます。ここからが追加の条文になります。管理監督職務上限年齢制ということでございます。第6条でございますが、役職定年の対象となる管理監督職を規定しております。対象となる職につきましては管理職手当の支給を受ける課長相当職、また副課長相当職となります。ただし診療所の医師、歯科医師は除くということで規定をさせていただいております。7条におきましては、役職定年の年齢を60年とするということで60歳を定めているものでございます。第8条でございますが、役職定年によって降任等する場合の遵守すべき基準ということで、他の職、降任等を行う場合の配慮規定をこの第8条で定めているところでございます。第1号におきましては、管理職から降任または転任する場合、人事評価等によりまして適性を有するものを認められる職に降任するということになってございます。第2号におきましては、降任する場合には管理監督職以外の職でできる限り上位の職に降任させるということになってございます。第3号におきましては、当該職員と上位職員が同じタイミングで他の職に降任等する場合には、バランスをとって下位の職務上に位置づけるなどの配慮をしてくださいというようなことを定めているものでございます。第9条でございます。管理監督職務上限年齢による降任等の任用の制限ということで、4ページまでございますが、これについては役職定年の特例でございます。管理監督職のまま勤務をさせる基準を第1号から第3号で規定をしてございます。当該職務が高度の知識、技能また経験を有するものであるため、他の職へ降任等により生じる欠員を容易に補充することができずに公務のうえに著しい支障が生じるなど、特別の事情がある場合には管理監督職のまま勤務させることができるというような特例任用を規定しているものでございます。

第2項、第3項等につきましては、期限、特例を認める期限が1年以内であって上限を3年とするものですね。あと、そういった規定が4項までですね、特例は1年ずつ延長して上限3年というようなことで規定をされているということで規定をさせていただいております。5ページの第10条でございますが、異動期間の延長に係る職員の同意ということで、特例任用につきましてですが、本来、60歳の定年によって管理職以外に異動するところでございますけれども、公務側の必要によって特例で管理職のまま勤務するものでございますので、これは一方的に行うものではなく、当該職員の同意を得るものということで規定がされてございます。第11条につきましても、逆にその必要がなくなった場合には他の管理職と同様に降任するというように規定がされてございます。

続きまして、第4章になります。定年前再任用短時間勤務制ということで、これも新たに追加をさせていただくものでございます。60歳の超過職員が60歳の到達日から当該職員の定年年齢までの間に、一旦、退職をして短時間勤務職員になることが可能と。これは職員の希望によります。そういった勤務の仕方でもできるということでございます。

ちょっと飛びますが、6ページでございます。附則の第3項になります。ここの部分で経過措置としまして先ほど説明をさせていただいた段階的な定年を定めるものでございます。附則の第4項につきましては、経過措置期間中であっても診療所の医師また歯科医師については定年年齢を65とするものでございます。附則の5項でございますが、当分の間、職員には新たな制度の周知及び意思確認を前年度まで行うよう努めるということで規定がされているものでございます。

その下の、また附則でございますが、施行期日等の定めておるものでございまして、施行期日につきましては令和5年の4月1日に施行させていただくものでございます。第2条については勤務延長に関する経過措置を定めさせていただいております。また、第3条において、定年退職者等の再任用に関する経過措置ということで、先ほど申し上げました、現在、再任用として勤務いただいている方については、新条例において暫定再任用ということで、同じく常勤勤務をしていくというようなことで経過措置を定めさせていただいております。最後のページになりますが、第7条以下につきましては、条項の改正に伴います読み替え規定等の経過措置を記載してございます。

大変雑駁な説明で申し訳ありませんでしたが、以上、定年の条例についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） この内容については後からよく読みますので、良かったなと思うんですけど、ただ一つ、お願いしておきたいことがあるんですけども、この定例会の前にですね、総務委員会のほうには説明されたって聞きましたけども、経済のほう、これだけ大改正の条例であります。そして、これ、関連条例も70何号まで関連ある条例ですよ。こういう場合はですね、ひとつ経済のほうでも、全協でもいいから、ちょっと前に、説明あってもいいんじゃないかなというふうに、それは私の考えでお願いなんですけど、全く知らない、内容もあれも知らないでは、ちょっとね、私も新聞先に、新聞から先に知ったよの感じになっちゃって、やっぱり町民に対して、たまたまその時一緒に、お前何やってんだ、知らないのかってというような感じになっちゃうんで、やっぱりこれは議員全員に知らせるべき物件、物件というか案件ではないかなというふうに思いますので、これからそうしていただきたいというふうに強く申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 説明について配慮が足りなかったというふうに反省をしております。今後につきましては、こういった条例につきましては議会議長、事務局とも相談をさせていただいて、できるだけそういった方向を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかに。

10 番、鈴木好行君。

○10 番（鈴木好行君） これ、国もそうなるので仕方ないんですけども、それでまた65歳まで定年引き上げるということ自体に反対ではありません。ですが、そうなったときに、この町の新しい職員の採用控えみたいなのが発生してこないのかなという心配と、それから60歳以降は7割程度の報酬になるということですけども、そうなったとしても新採用職員よりは結構高いお金になるんじゃないかなというふうに思います。そうした場合は町の財政関係等はどのようなふうな関係になるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まず1点目の採用の件でございます。昨日の一般質問等でもお話がありましたとおり、その中で副町長のほうから答弁もございました。前提的な職員が足りていないという答弁もございましたとおり、現状で65まで引き上げた中で採用を極端に控えていくというようなことは現状ではないのかなというふうに考えてございます。

また、人件費の部分につきましても、そういった中で今後、若干、増高していく部分については予想はされておりますが、なるべく他の部分での節減等において賄っていききたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 再任用制度から、今度、退職年齢の引き上げということで65歳になると。年金制度の支給年齢との関係もおおいにあるかと思うんですが、それであの、現在の採用で任用されている職員の数と、あと今後のこの暫定再任用という形での、差し支えない程度の内容でいいんですが、人数が、対象人数があれば教えてください。

それからあの、その人数というか、只見町については再任用制度で任用されている職員、本当少ないのかなっていう、感じております。隣の南会津町では再任用で任用されている職員、結構おられるという話を聞いております。そういう中で、再任用から、（聴き取り不能）任用という形になるんですが、管理監督職員も今度、降任という形で管理職でなくなるわけです。そうした場合の暫定再任用という形での任用になった場合の、実際の職務、担当事務というか、民報なんかには載っていたんですが、県職員だと若い人の指導育成にあたりとか、そういうふうには書いてありましたが、これから実際にそういう対象者が出てきた場合、どのような職務分担というか、職務分担というか、それを考えておられるのか、それについて伺います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ほど再任用のお話、お話しでございました。現在、再任用として勤務いただいている人数については2名でございます。ほとんど再任用、これまでも60歳で退職をされて、ほとんどの方が再任用を、ほぼ、経験をされているというか、で勤務いただいていたというふうに記憶してございます。例外も勿論ありますので、全部とは申し上げられませんが、現在は2名の方がお勤めいただいております。

で、定年が段階的に延長されるということで、今後ですけれども、令和6年度に予定され

ている方が3名、令和8年度が1名、令和10年度が3名、令和12年度で1名ということで、そこで定年を迎えられますので、その後が暫定再任用という形で、これも希望もごさいますので、全員ということにならないかもしれませんが、そういった形でお声掛けを、説明をさせていただくということで考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 対象者人数についてはわかりました。

それであるの、後の質問で、暫定再任用というふうな形で再任用された場合、どのような職務、管理職から除かれた人もそうなんです、その方も60歳までとかは一定の（聴き取り不能）事務しているわけですよ。今度、そういう暫定再任用になった場合に、どういう職務を想定されているのか、その辺についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 職務の内容については様々あるかと思えます。先ほど言われました、その若い職員の指導というのも一つの職務になるかと思えますし、一般の決まったローテーションと申しますか、そういった中での職務を担っていただく、そういった部分も勿論あるというふうに考えておりますので、それについてはその部署部署で、その知見を活かした中で担当していただくというようなことになるかと思えますので、具体的にちょっと申し上げられなくて申し訳ありませんが、そういったことで考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 課長のほうからさっき、令和6年度に3名という方が最初になるということで、具体的に出てきた場合に、やはり考え方として、こういう形で事務を担ってもらうとか、やっぱりその辺がないと、課に配属され、課の中で考えてくださいということ、なかなか、いろいろスムーズにいかない部分あると思えますので、その辺の指針というか、考え方を早めに整理していただければなと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） ご指摘ありがとうございます。

そういった方向で検討させていただく、いきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございせんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これ、やっぱあの、地方公務員としての採用、全体的な流れの中では大きな変換だと思います。58歳で退職勧奨を受けた人もかつてはありました。退職勧奨というのは言葉は良いようですが、あんた辞めなさいよという話ですから、そういった時代から、今回は辞めねえで残ってくださいと。なんでそうなっているかと、その事情もわからないわけではないです。年金の関係もありますから。ただ、ちょっと細かい事なんでございますが、職員の定数条例を考えたときに、この退職を延長された方が職員定数の中に残るのか・残らないのか。定数という考え方をもった時に、職員の能力を100パーセント活かして使うと。そうした職員を正規に採用して、正規職員としての、正規職員というのは採用全て正規職員ではありますけれども、任期のない職員として競争試験を受けて採用するという方々とは若干違うことになりましたが、職員の定数計画の中では、この方々についてどういうふうな受け止め方になるのか。これ1点。

それから、当然あの、職員数は退職されないわけですから減らないわけですが、先ほど10番議員も心配されておりましたが、いわゆる子ども子育ての話もありますけれども、若い方々が将来を約束された職場で過ごすということは、これは人口定着の原則ですので、この辺について2点教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まず1点目の定数の件でございます。定年の延長ということになります。定年が最終的に65歳になるということになりますので、定年までは定数の範囲内となるというふうに認識をしているところでございます。

また、人件費等のお質しだったかと思いますが、これにつきましてもなるべくその知見、これまでの経験等を活かしていただいた中で、そういった中で町の中での力を発揮していただくという部分もあるかと思えます。また、先ほど申し上げました若い職員への指導、そういった中で対応いただくというような部分もございますので、なるべく議員が懸念されるようなことにならないような形で人事管理努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 私、人件費について申し上げたつもりはございません。

要はあの、定年が延長されて、その方々が定数条例による定数に含むという回答でした。

これ1点と、それからあの、それによって、定数には限りがありますから、将来を、将来設計をするために、役場に就職しようやという方々が採用控えになるのではないかという、この2点を心配しておりますから、これはあの、先ほどの10番議員（マイクなし聴き取り不能）ことになりましたれば、言ってみれば、若者定着と、若者定住と、この町の存続にも関係のある話ですから、安易にその、まあ、この条例どおりに進めていくということでは、只見町の将来の姿を考えたときに非常に危険でありますので、従来の定年退職の肩たたき、退職前の肩たたきを踏まえたいうえで、安易なその、定年延長、条例でつくったから、これをその、運用するんだということだと非常に困ります。そういうことと、年金制度改革による、いわゆる生活費という意味では、これ、非常に矛盾した話ですから、この辺について、ここで腹を割って話をさせていただきたいと思うわけです。ちなみに私、この只見町役場の労働組合の執行部の経験もありますので、そういった意味では非常に懸念しておりますから、よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 質問内容、はき違えておりましたて申し訳ございませんでした。

定数ですね、定数、ただ今、136、全体でございます。で、今、実質的に職員が100名程度となっております。現状で申し上げますと、定年が65まで延長になった中で、通常の推移で考えますと、大体120名から123名程度の職員数で推移していくというふうに現状では考えてございますので、定数を超えて採用控えになるというようなところまでは、まだ現状ではいかないというふうに考えてございます。今後、大きな変動等があればまた別ですけれども、現状ではそういったことで推移をするというふうに考えてございますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 厳しいことを申し上げることになりますが、かつての幹部職員の方、こういった発言があります。職員一人を採用するということは町民体育館1戸建てることだと。そういう意味もありまして、それと定数。それからキーワードとしては勤務評定ということもあります。過去にも、ごく過去、と言ったって最近も、勤務評定の上から肩たたきをした例も私は知っております。ですから、やみくもに定年延ばしたからといって、はたして一方的に延ばしていいものかと、そういう一つの条例のほかに、運用に関わる何らかの、これ言葉で言えば厳しいですが、勤務評定を基にした採用計画のようなものがなければ、ただ

この条例を運用するだけでは、定数と、それから職務能力の問題で、若い者と年をとった者では差がありますから、この辺は何らかのそのルールが必要ではないかなと、こう申し上げておるわけでありませう。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） ちょっとあの、はっきり、条文の中で申し上げられないんですが、一応あの、人事評価であったり、職務遂行能力、そういったものを見て、勤務をいただくというところがございましたので、そういったものをきちんと活用しながら運用していきたいというふうに考えてございます。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○総務課長（増田栄助君） 申し訳ありません。

第8条の第1号になります。当該職員の人事評価の結果、または勤務の状況、勤務経験等に基づき、降任また転任云々というところで、こういった評価等を行ったうえでの任用ということになってございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませうか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませうか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第64号 只見町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第65号 只見町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） では、議案第65号 只見町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

今ほど定年の引き上げ等に関して、これまで再任用だった方については新たな条例の中で暫定再任用というような形で読み替え規定をさせていただくというご説明をさせていただきました。このことから再任用制度については今回廃止をさせていただくということで条例の廃止をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第65号 只見町職員の再任用に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第66号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第66号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今ほど資料配付させていただきました。新旧対照表でございます。ご覧いただきたいと思います。

第2条に記載してございます職員の派遣でございますが、法第2条第1項に規定する条例で定める職員という部分でございます。法、地方公務員法になりますが、これにつきましては派遣することができない職員について条例で定めることとされてございます。この中に第5号ですね、只見町職員の定年等に関する条例第9条云々という部分を追加させていただくものでございます。内容としましては、第9条第1項から第4項までで、役職定年の特例によって管理監督職を延長された職員のことを指してございます。延長された職員については派遣をすることができないということで追加をさせていただく内容でございます。

施行期日については5年4月1日ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第66号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第67号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） 議案第67号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

資料、またご覧いただきたいと思います。

懲戒の手續等に関しまして、第3条において減給の効果という条文がございます。これにつきまして、懲戒の中で減給をする場合には限度額を10分の1以下ということで定めているものでございますが、今回の定年の法の改正に伴いまして、給料月額7割措置というも

のが導入される予定とされております。その中で現に発令されている給料月額と現に受け取っている給料月額に差異が生じる場合がございますので、その部分について現に受けている給料月額の10分の1を超える時は当該額を減ずるものということで調整をさせていただく文言を追加させていただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第67号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第68号 只見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議案第68号 只見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正につきましては、第3条中第28条の5第1項を第22条の4第1項に改めるということになってございます。

この部分については地方公務員法の改正に伴う条ずれによりまして、法の第28条を第22条に改めるという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第68号 只見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで、時間を延長して会議を続行いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第69号 只見町職員の勤務時間、休暇等

に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） 議案第69号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料をご覧いただきたいと思います。

今回、これも定年制度の法の改正に伴いまして改正をさせていただくものでございます。

第2条につきましては、地方公務員法の改正に伴う条ずれ。また、再任用短時間勤務職員というものがこれまでございましたが、その部分について、定年前再任用短時間勤務職員ということで改めさせていただくものでございます。

第3条から第4条、裏面の最後18条までにつきましても再任用短時間勤務職員について定年前再任用短時間勤務職員ということで文言の整理をさせていただく内容でございます。

施行期日については5年の4月1日ということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第69号 只見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） 議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

資料ご覧いただきたいと思います。

まず育児休業に関する条例の中で第2条と第8条でございます。第2条については育児休業することができない職員で、第8条につきましては育児短時間勤務ができない職員ということで、こちらに先ほど議案第66号でもございました派遣することができない職員と同様に、役職定年の特例によりまして管理監督職を延長された職員につきましてはそれぞれ育児休業また育児短時間勤務をすることができないということで追加をさせていただく内容でございます。

第15条以下につきましては、定年前再任用短時間勤務職員という文言の整理をさせていただくものでございます。

施行期日は5年の4月1日ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第71号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第71号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回、県の人事委員会勧告がございました。

資料1のほうをご覧くださいと思います。

10月5日に、福島県人事委員会から出されました一般職に対する勧告の概要についてまずご説明をさせていただきたいと思います。

月例給におきましては、民間企業との格差、0.21パーセントを埋めるため、初任給を中心に若年層の給与月額を引き上げるというものでございます。二つ目としまして、特別給、期末・勤勉手当でございますが、これを0.1月分引き上げる。その内容としましては民間の支給状況を踏まえて期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分ずつ配分をするということが県の人事委員会で勧告があったものでございます。只見町としましても、この県に準拠した形で条例改正をお願いをしたいというものでございます。

内容としましては、一般職の任期付職員につきまして、令和4年度につきまして12月期部分で0.05月を引き上げをさせていただく。で、令和5年度以降につきましては0.025ずつ、6月と12月に引き上げをさせていただいて、トータル3.25ということにさせていただきたいものでございます。

2枚目、新旧対照表ご覧くださいと思います。

第2条につきましては、この部分については定年制の延長に伴う地方公務員法の改正による条ずれの整理をさせていただいてございます。第9条におきまして、期末手当の部分になります。100分の160とあるものを、100分の162.5ということで0.025引き上げるというものでございます。第4項でございますが、これについても定年の延長に伴う文言の整理ということで整理をさせていただいております。

下段、附則の第10項、令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、令和4年12月部分については100分の160とあるものを、100分の165ということで調整をさせていただく内容でございます。

施行期日につきましては、令和5年の4月1日でございますが、附則第10項については公布の日から施行して調整をさせていただきたいという内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第71号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第10、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） では、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今ほどお配りを申しあげました資料1のほうでまずご説明をさせていただきたいと思えます。

今回、給与条例の改正の中で、大きく二つございます。

第1条としまして給与改定の部分でございます。

先ほど議案第71号でもご説明をさせていただきました県の人事委員会勧告に基づいた給与改定の内容となっております。

月例給におきましては、給料表の中で初任給を中心に若年層に重点を置いて給与月額を引き上げさせていただくものでございます。只見町の平均改定率につきましては、行政職で0.18、医療1表で0.12、医療2表において0.34という改定となっております。

特別給につきましては、一般職につきまして先ほど申しあげましたとおり、0.05月ずつ、6月・12月に引き上げをさせていただくということで、令和4年度につきましては12月期において調整をさせていただくということでございます。令和5年度以降、記載のとおりそれぞれ0.05月、期末・勤勉で引き上げをさせていただくということになってございます。なお、再任用職員につきましては今回、期末手当のみの引き上げということで0.05月を期末手当で調整をさせていただくものでございます。

大きな二つ目、第2条としまして定年制度の改定ということで、定年の条例の中でも若干、ご説明を申しあげました60到達以後については給料月額7割制ということで導入をされると。役職定年で降任した場合には異動前の給料で7割となるということでございます。

ちょっと、膨大な資料でございますが、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思えます。

まず第5条でございます。第5条の第9項でございますが、改正前の第9項については再任用条例の廃止に伴いまして削除をさせていただいて、改正前の第5条の2を改正後の第5条第9項として、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員として整理をさせていただく内容でございます。

次の第12条、通勤手当から、ちょっと飛びまして、4ページの第18条までにつきましては、再任用短時間勤務職員というものを定年前再任用短時間勤務職員に改める等々の文言の整理をさせていただいたものでございます。

第21条、期末手当におきまして、これまで100分の117.5だったものを100分

の120に改めるということで改正をさせていただくものでございます。再任用職員につきましては100分の67.5とするものでございます。

5ページの勤勉手当についても第22条において100分の95を100分の97.5ということで引き上げをさせていただく内容でございます。

5ページの下、附則がございます。附則の第27項におきまして、ここで定年の延長に伴いまして給料月額7割措置の規定を追加をさせていただくというものでございます。

6ページの25項におきましては、給料月額7割措置の除外規定ということで、臨時的任用職員であったり、診療所の医師、歯科医師等の部分については7割措置は除外されるということでございます。また、第3号においては特例によって管理監督職を引き続き勤めるものについても除外をするというようなことで規定をされているところでございます。

第29項でございますが、この部分において管理監督職、役職定年によって降任をされた場合の給料月額については異動前の7割を確保するというようなことで第29項において整理をされておるものでございます。

以下、調整等の附則がございまして、7ページご覧いただきたいと思っております。

ここから給料表、今回の給料改定に伴う給料表の新旧対象がございまして、改正後の部分で若干色がついている部分、ここが変わっている、改定されている部分でございます。大体4,000円から、少ないところで200円程度の増額があると。若年層、若い職員の部分での改定が大きくなってございます。

以下、給料表がずっと続きます。途中で14ページでは医療1表、19ページから医療2表ということで、同様に網掛け、数字に色がついている部分が今回改定の対象となっている号級でございますので後程ご確認をいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、施行期日でございます。まず給料表につきましては4年の4月1日に遡って施行をさせていただくこととなります。で、期末手当・勤勉手当の部分については12月での調整をさせていただくということで改定をお願いしているものでございます。そのほか経過措置等について記載をさせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 7ページの行政職給料表。高校卒業の標準職務採用で、何級の何号に格付けされますか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 大変時間をとって申し訳ありませんでした。

1の5でございます。1級5号であります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） あくまでも高卒標準採用、標準職務表の中での話ですが、1級の5号で採用された場合、大過なく過ごせば、2級にいくと、いわゆる昇任という形になりますが、在職何年でしょうかね。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 在職5年になります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 資料の一番表のところで、第1条の給料改定のところですが、この医療職の1、それから医療職の2ということで、それぞれ値上げ幅違ってますが、この医療職の1と医療職の2に該当する、今、朝日の診療所でいけばどういう職種が、これが医療職の1に、で医療職の2にそれぞれ当てはまるのか。いつも決算や予算では、それぞれこの表が出てくるんですが、よくわからないので、ここ説明をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 只見町の場合ですと、医療職1表が医師、お医者さんになります。

医療職2表のほう看護師また保健師等が該当するものでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第11、議案第73号 特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第73号 特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴いまして、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動の推進を目的として、国からの交付金を財源とした農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績に応じた能率給を実施できるようにするため、現行条例の改正を、一部改正をお願いしたいものです。

具体的には、こちらにある別表中ですね、農業委員会の委員長となっている者をまずは会長に改めさせていただきたいものと、それと、現行の報酬額につきまして基本額といたしまして国の交付金を財源とした活動内容に応じて支給する報酬を能率額とし、予算の範囲内で町長が定める額として令和4年4月1日適用で定めたいものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第73号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第12、議案第74号 只見町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 説明の前に資料の配付許可を願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（横山伸成君） それでは、議案第74号 只見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

ただ今お配りさせていただきました税条例等の一部を改正する条例の概要というもの、そして、新旧対象の表、そして一部、議案書のほうでご説明をさせていただきたいと存じます。

まずあの、税条例等の一部を改正する条例で、等とつけましたのは、今回、未施行分の条例について、そこについて、一部改正の一部改正を行うということで、税条例等の一部を改正する条例とさせていただきます。

今回の改正につきましては地方税法の改正に伴うものでございます。

それでは、まず、概要のほうからいきますが、まずアでございます。納税証明書の住所等の記載事項の変更に伴う文言の整理ということでございまして、新旧対象のほうで併せて説明いたします。

まず1ページ目の上段、18条の4でございます。これにつきましては、令和6年4月1日施行でございますが、例えばネグレクトですとか、ストーカーですとか、そのような被害を受けている方につきましては、所定の手続きを踏んでいただいた場合ですが、現行でも戸籍ですとか住民票のほうは発行抑止しておりますが、納税証明書のほうにつきましては発行について適宜、塗りつぶしですとか、制限ですとか、取り扱いにつきまして配慮はしているものの、市町村で若干のばらつきがあるということで、改めて地方税法の改正に伴いまして住所に代わる記載をするということで明記をするということでございます。何を記載するかというのは、今ちょっと、そこまでは明確になっておりませんで、6年4月1日施行前には確定をするところになってございます。

続いて、イでございます。上場株式等の配当所得等に係る課税方式。これにつきましては、所得税と個人住民税で課税方式を一致させることとする申告書の様式の変更に伴います改正でございまして、文言の整理のための改正となっております。これにつきましては、33条、1ページ目でございますが、33条の第4項、そして、下段の第6項で、まずあの、所得税と個人住民税で課税方式を一致させる旨の文言の規定の整備でございます。

続いて、2ページ目、34条の9でございます。これにつきましては、これについては控除税額につきまして、従前も実務上はやっておりましたが、還付金等が発生した場合は翌年

度の個人住民税のほうで調整をして減額して調整するというようなことで改めて明文化されたというところがございます。

そして、続きまして、ちょっとページ飛んで申し訳ありませんが、5ページ目でございます。5ページ目最下段の16条の3でございますが、ここにつきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る住民税の課税の特例ということで、ここについてでございますが、ここについては申告分離課税とした場合に限り適用するというので、申告課税については申告分離課税、所得税で申告分離課税したときは住民税でも申告分離課税となるというような規定の整備でございます。

続いて、6ページになりますが、附則の20条の2、そして7ページになりますが、附則の20条の3でございますが、ここにつきましては、それぞれ申告方式の選択に係る規定の整備ということで、20条の2、20条の3についても一致させる旨に係る所要の整備ということになってございます。

続きまして、また概要のほうにお戻りいただければと思います。

ウでございます。給与所得者が給与支払者に提出する扶養親族報告書、公的年金受給者の扶養親族申告書及び公的年金支払報告書、これにつきまして納税義務者と生計を一にする配偶者、扶養親族等が退職所得を有する場合には、その旨をまた別欄に記載して申告いただくこととしました記載方法の変更を伴います文言の整理のための改正ということになってございます。関係する改正箇所につきましてなんですが、まず新旧対象のほうでいいますと2ページ目の下段のほうに36条の2とございます。ここにつきましてでございますが、36条の2では、3ページの上段でございますが、町民税の申告という欄でございますが、この3ページの上段で棒線引っぱってある前に、配偶者特別控除額、カッコとございますが、これは旧のほうで、カッコで、所得税法第2条第1項何某とございますが、これを改めて地方税法の改正によりまして明確に記載になったというところで、表記を明確化したというところでございます。

続きまして、36条の3の2、3ページ目の下段でございます。下のほうに36条の3の2とございますが、ここにつきましては、給与所得者の扶養親族等についてでございますが、退職手当に係る所得がある場合は、その一定の配偶者の指名を記載していただくという旨のところでございます。続いて4ページをご覧ください。4ページ上段の36条の3の3でございます。こちらにつきましては年金受給者でございます。年金受給者の扶養親族申告書

につきまして、ここの欄では退職所得、扶養親族で退職所得ある方につきましては書いていただくように記載欄を設けて申告を提出いただくというものになってございます。扶養親族等申告書につきましては、給与であれば特別徴収、年金であれば年金特徴をする際の、特徴につきましては概算で毎月引かせていただくというような流れになってございますが、改正の趣旨としましては退職所得の把握というのが扶養親族のほうまでいくと、なかなか確認が難しいという背景がございまして、改めてその申告書に書いていただくことで適正な特別徴収をさせていただくというところが背景になってございまして、今回の改正になってございます。

またあちこちいつてすみませんが、概要のほうで、今度、エでございまして。固定資産課税台帳の閲覧や証明書の住所等の記載事項の変更に伴います文言の整理のため改正ということでございまして、新旧対照表のほうでいいますとページ数4ページの最下段、73条の2、併せて5ページ目の最上段の73条の3でございまして。これにつきましても、冒頭、アで説明させていただきました、いわゆるネグレクトとかストーカー被害等の被害に遭われている方が所要の手続きの後に、法務局などにこの発行の抑止等について、抑止と申しますか、制限と申しますか、申し出た場合、趣旨は同じで住所に代わるものの事項を記載したものを閲覧または証明書の交付ということでできるようにするというものでございまして、これについても令和6年4月1日の施行ということで、今回、改正をする、したいというものでございます。

続きまして、概要のほうでまた申し上げますが、オでございまして。住宅借入金特別控除の期間延長、見直しに伴う改正でございまして。これにつきまして新旧対照表のほうで説明しますと、5ページ目でございます。5ページ目、新旧対照表の5ページ目の中段で、附則の下に、7条の3の2と書かれているところがあるかと思いますが、条項の見出しはちょっとない条になってございますが、ここで7条の3の2の中段で、令和7年までというところにアンダーラインが引かれているかと思いますが、これが令和7年度まで、住宅借入金控除の期間の延長がされるというものでございます。

またあの、概要のほうに戻っていただきまして、最後のカでございまして、令和3年度只見町税条例の一部を改正する条例、未施行分に係る文言の規定のため一部改正というところでございまして、これにつきましては議案書のほう、議案第74号の議案書のほうでちょっと説明させていただければと思います。

議案書を一枚めくっていただきまして、右側の上段のほうに、右側最上段のほうですね、カッコで、只見町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっている箇所がありまして、ここにつきまして、第2条ということをございまして、昨年あの、議決いただきました、令和3年只見町条例第20号の一部を、これまで未施行分でございますが、この箇所で改正をするというところで、同じく36条の3の3という箇所なんですけども、ここに16歳未満の者または、を加え、有しないものを除くというふうに書いてありますが、36条の3の3につきましては、先ほどの扶養親族申告書の変更に伴う箇所をございまして、年金受給者の扶養親族申告書についてでございますが、これにつきまして16歳未満の者またはというところを、16歳未満の人でも退職手当を有する者については別蘭に記載をしていただくというような様式変更に伴います改正を加えるということになってございます。

以上、これにつきましては、令和5年4月1日施行ということになってございます。

以上、只見町税条例等の一部を改正する条例につきましては説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第74号 只見町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦勞様でした。

（午後5時40分）

